

目 次

令和6年3月19日（火曜日）

議事日程（第3号）

議会運営委員会委員長報告	7 1
開議（午前9時30分）	7 1
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	7 1
（総務建設常任委員会）	7 2
（教育民生常任委員会）	7 6
委員長報告に対する質疑	7 9
（総務建設常任委員会）	7 9
（教育民生常任委員会）	7 9
一般質問	7 9
5 番（小川務君）	7 9
休憩（午前10時35分）	8 9
再開（午前10時45分）	8 9
4 番（森英樹君）	8 9
3 番（宮原隆昌君）	9 7
11 番（福本達雄君）	10 0
7 番（大野一行君）	10 3
休憩（午前11時58分）	10 9
再開（午後1時00分）	11 0
1 番（岡本真澄君）	11 0
8 番（鈴木美香君）	12 4
休憩（午後2時11分）	13 5
再開（午後2時20分）	13 6
9 番（福本耕太君）	13 6
休憩（午後2時56分）	14 9
再開（午後3時05分）	15 0
9 番（福本耕太君）	15 0
討論、採決	15 3
（議案第1号～議案第12号及び議案第19号～議案第29号）	
議案の上程、趣旨説明（発議第2号）	16 7
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	16 8

討論、採決（発議第 2 号）	1 6 9
議員の派遣	1 7 1
閉会中の継続調査申出	1 7 2
閉会（午後 3 時 4 6 分）	1 7 2

令和6年3月19日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議に先立ちまして、去る 3 月 11 日に議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

本委員会は、3 月 11 日、委員会室におきまして、議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議員提案として発議第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書についてが提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第 3 号のとおりであります。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長からご報告のありましたとおりです。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。
本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

令和 6 年 3 月 6 日に令和 6 年度当初予算、条例関係等の議案が当委員会に付託されました。これらについて、3 月 7 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、総務課より、議案第 19 号の総務課所管部分の予算は、職員給与費を除き、6 億 5741 万 1000 円で、前年度に比べ 1 億 1637 万円の減です。

減額の要因としては、多目的交流施設整備事業、香川県議会議員選挙費、土庄町議会議員選挙費の皆減、旧土庄高校跡地整備事業、常備消防事務費の減などによるものです。

令和 6 年度の主な事業として、防災行政無線のアナログ無線共同受信施設の撤去工事、自治体情報システムの標準化・共通化、ハザードマップの作製等に係る経費が計上されています。

委員から、「自治体情報システムの標準化・共通化の対象となるシステムについて」の質問があり、職員が使用する税や福祉などの業務システムに係るものであるとの説明がありました。

また、多目的交流施設の窓口は一本化してほしいとの意見がありました。

次に、条例議案について説明があり、議案第 1 号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例は、行政手続における町民等の利便性の向上および行政手続のデジタル化の推進を目的に関係条例の一部を改正するもの。

議案第 3 号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務制度を導入するために改正するもの。

議案第 4 号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するために改正するもの。

議案第 5 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、人勤による会計年度任用職員の給与のベースアップおよび勤勉手当の支給するために改正するもの。

議案第 6 号 土庄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例は、ポツダム政令により本町に帰属する財産について、認可地縁団体等に譲与することができるようにするために改正するもの。

議案第 12 号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部を改正する条例は、消防団員の年額報酬を消防庁長官通知で示された標準額と均衡の取れた額に見直すために改正するものであると、それぞれ説明がありました。

委員から、「会計年度任用職員の期末勤勉手当の遡及について」の質問があり、勤勉手当は遡及の対象とならないが、期末手当は遡及して支給するとの説明がありました。

続いて、企画財政課より、議案第 19 号の企画財政課所管部分の予算は、21 億 5773 万 5000 円で、前年度に比べ 7398 万円、3.6%の増です。

増額の主な要因としては、離島振興事業、移住定住促進事業、地域公共交通活性化・再生総合事業、全国醤油サミット企画運営事業が増額となったことによるものです。

主な事業として、とのたる館 3 階の整備、補助制度拡充などによる移住・定住の促進、お出かけ乗り合いタクシーの実証実験、ふるさと納税および域学連携事業の推進を予定しているとの説明がありました。

委員からは、「お出かけ乗り合いタクシー実証実験について」質疑があり、路線バスの減額（後ほど訂正あり）および公共交通空白地帯への対応策を検討するため、交通弱者のニーズを把握することが目的であり、今回は、支線バス路線で最も減便が多い四海地区で調査を行い、その結果を分析したうえで、今後の公共交通のあり方を検討していきたいとの回答がありました。

続いて、税務課より、議案第 19 号の税務課所管部分の予算は、1 億 1722 万 4000 円で、前年度に比べ、15 万 4000 円、0.13%の減です。

6 年度は新たに、定額減税に係るシステム改修費のほか、税務手続きデジタル化推進事業において、二輪車の納税確認のオンライン化などを進めるための経費が計上されました。

歳入の町税については、町税全体としては、857 万 3000 円増の 14 億 7678 万 8000 円の見込みです。評価替えによる影響を受けている固定資産税以外は増収となっていますが、伸びとしては鈍いとの説明がありました。

法人町民税については、今年度の実績および原油等の価格高騰、物価高による個人消費の抑制といった要因で、好況感が見通せず、若干の回復傾向にとどめている。

また、入湯税は、令和 4 年度に大きく回復したものの、令和 5 年度は伸びが小さく、ホテルの減少などの要因もあり、大幅な回復は見込めないとのことです。

たばこ税については、コロナ禍で大きく減少していたが、人の動きが活発化したことにより、回復傾向がみられると説明がありました。

続いて、会計課より、議案第 19 号の会計課所管部分の予算は、入札事務費と

して、入札契約監視委員会の委員報酬や電子入札システム使用料など 60 万 8000 円と、会計事務費として、会計年度任用職員の報酬および手当、庁内で使用するコピー用紙やプリンタートナー、文房具等を一括購入するための消耗品費、各金融機関との口座振込等のデータ伝達（伝送）に係る ADP 利用料、公金振込手数料、財務会計システム利用料など、1714 万 9000 円を計上しているとの説明がありました。

続いて、議会事務局・監査委員事務局より、議案第 19 号の所管部分の予算は、8137 万 7000 円で、前年度に比べ 35 万 3000 円、0.4%の増です。

増の主な要因は、物価高等による印刷製本費などによるものとの説明がありました。

続いて、建設課より、議案第 19 号の建設課所管部分の予算は、10 億 6430 万 6000 円で、前年度に比べ、2 億 1312 万 9000 円、25.0%の増額です。

増額の主な要因は、沖之島離島架橋事業の橋梁上部工事の実施および行者原住宅建替事業の工事着手によるものです。

主な事業として、沖之島離島架橋工事、大谷ポンプ場管路工事、青門ヶ丘住宅外壁改修工事、行者原住宅住戸建築工事を予定していると説明がありました。

次に、議案第 21 号 令和 6 年度港湾整備事業特別会計は、2359 万 7000 円で、前年度より 119 万 7000 円、5.3%の増となっています。

議案第 22 号 令和 6 年度宅地造成事業特別会計は、1400 万 4000 円で前年度より 1667 万 5000 円、54.4%の減です。

議案第 11 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴うものとの説明があり、議案第 28 号については、（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（基礎工）（第 10 工区）の工事請負契約を締結するものとの説明がありました。

続いて、農林水産課より、議案第 19 号の農林水産課所管部分の予算は、3 億 817 万 7000 円、前年度に比べ 5826 万 2000 円、15.9%の減額です。

減額の主な要因としては、唐櫃漁港海岸整備事業の減によるものです。工事請負費において、令和 6 年度（後ほど訂正あり）からの繰越事業があることから、令和 6 年度の予算を減額しているとのことでした。

その他、主な事業として、有害鳥獣被害防止対策事業、オリーブの生産拡大や新規就農者への支援などの農業振興事業、林業振興として町産木材を利用したベンチを製作し、土庄港への設置、また、水産振興として、各漁業協同組合が行う水産業の振興策の取り組み経費に対して補助を予定しているとの説明がありました。

次に、議案第 23 号 令和 6 年度大鐸財産区事業特別会計は、254 万 3 千円、

前年度に比べ 42 万 7000 円、14.4%の減です。主な要因としては、巡視回数等の見直しにより減額したとのことでした。

次に、議案第 27 号 令和 6 年度農業集落排水事業会計は、令和 6 年度より公営企業会計の適用を受けるため令和 5 年度までの特別会計から移行しているとの説明がありました。収益的収支の収入の主なものは使用料と他会計からの補助金で合計 1542 万円、支出は営業費用等の合計 1542 万円を計上しています。資本的収支の収入は、346 万 5000 円、支出は企業債の償還金で 346 万 5000 円を計上しています。

次に、議案第 10 号 土庄町漁協管理条例（後ほど訂正あり）の一部を改正する条例は、「漁港漁場整備法」の法律の名称変更に伴う改正との説明がありました。

委員から、「新規就農者育成総合対策事業補助金の交付対象人数について」質問があり、対象者は 5 名とのことでした。

また、農業者の補助金について、対象者や条件を分かり易くする対策を検討するよう意見がありました。

続いて、商工観光課より、議案第 19 号の商工観光課所管の予算は、前年度比 2624 万 8000 円減の 3 億 201 万 6000 円です。

2 目 商工費では、新型コロナウイルス感染症の収束による対策事業の終了により 5810 万円の減額、3 目 観光費では、瀬戸内国際芸術祭 2025 開催に向けた準備経費をはじめ、神戸市、高松市、小豆島町との包括連携協定に係る観光誘客事業、エンジェルロード公園第 1 駐車場有料化に伴うパーキングシステム導入のほか、新たに募集する地域おこし協力隊の活動費など幅広い分野の取り組みにより 2917 万 4000 円の増額との説明がありました。

委員から、「島内の観光団体の一本化に伴う負担金や補助金のあり方などについて」質問があり、「目的に合った各種団体に負担や補助を行うこと、瀬戸内国際芸術祭の作品誘致については、既存の恒久作品を引き続き残しながら、新規作品の誘致に努めたい」との回答がありました。

また、委員から、エンジェルロード公園の駐車場有料化や運営について、地元自治会や関係者と十分協議しながら実行するよう意見がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から、議案第 19 号 令和 6 年度一般会計予算の商工観光課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により、本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会からの報告を終わります。

○総務建設常任委員長（小川務君）

失礼いたしました。3点ほど訂正させていただきます。

まず1点目が、企画財政課のところで路線バスの減便および公共交通空白地帯へのところを、路線バスの減額と言ってしまいました。正しい言葉としましては、路線バスの減便になります。これが、1点目の訂正になります。

2点目が農林水産課の請負工事費のところなんですけども、令和5年度の繰越事業があることからというところを、令和6年度からと誤って発言してしまいました。正しいのは、令和5年度からになります。

最後に、同じく農林水産課のところで、議案第10号土庄町漁港管理条例のところを漁協と言ってしまいました。漁港で、「港」のほうが正しいです。漁港です。

以上、3点訂正いたします。失礼いたしました。申し訳ございません。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

当委員会に付託されました令和6年度当初予算及び条例関係議案につきまして、3月11日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より、議案第19号の教育総務課所管部分の予算額は、12億1224万7000円、前年度に比べ、2億3883万9000円、24.5%の増になります。増額の主な要因は、大鐸こども園建設事業1億7450万9000円ですが、園舎の建設工事請負費から、戸棚や机などの備品購入、引越までの経費を含むと説明がありました。

その他、こども園、小中学校、中央学校給食センターおよび教育委員会に勤務する会計年度任用職員の人件費の増額やこどもさくら公園の駐車場のかさ上げおよびトイレ整備のための設計委託料、また、両中学校体育館に導入する冷風機の購入などの説明がありました。

委員から、瞳保育所の保育士の配置および施設の整備を検討するよう意見がありました。

奨学資金貸付事業では、対象人数について質問があり、予算上は前年度と同程度の人数を見込み、正式な申込数が確定した後、6月補正で対応すると回答がありました。

大鐸こども園建設事業では、請負工事費について質問があり、昨今の物価高騰を踏まえた金額である旨の回答がありました。

また、こどもさくら公園駐車場のかさ上げについて専門家等の意見を踏まえ、町の防災計画に沿った説明のうえで、必要かどうか検討してほしいとの意見が

ありました。

次に、議案第 7 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例では、運営方針などの重要事項を利用者へ情報提供する際の手段について、一部改正を行うものと説明がありました。

生涯学習課より、議案第 19 号の生涯学習課所管部分の予算額は、5 億 5269 万 9000 円、前年度に比べ、2 億 4838 万 9000 円、81.6%の増です。

増額の主な要因は、湊崎第二グラウンド整備事業、土庄第二体育館トイレ建設事業などの費用の増加によるものです。

令和 6 年度の主な事業として、庁舎横にある湊崎第二グラウンド整備工事や、土庄第二体育館のトイレ棟建設工事のほか、図書館の浄化槽修繕などを予定していると説明がありました。

委員から、とのたる館 2 階の文化財保管室での文化財の整理・保管について質問があり、文化財保護審議委員と相談を行い、順次整理していくとの回答がありました。

続きまして、健康福祉課から、議案第 19 号の健康福祉課所管部分の予算額については 19 億 4503 万 2000 円で、前年度と比較して 4162 万 5000 円の減となっているとの説明がありました。

個別の内容については、社会福祉団体助成事業として、新たに 1 団体に助成を行うこと、避難行動要支援者台帳登録事業の維持経費が必要であるとのこと、児童手当支給事業が拡充されたこと、母子保健事業において出産子育て応援交付金の支給の拡大を図ることなどの説明がありました。

委員から、「避難行動要支援者台帳登録事業の内容に関する」質問があり、システムの導入により、登録者情報の更新、情報共有等が容易になるため、実効性の高いものとなると説明がありました。

また、少子化対策について、根本的な解決に向けた検証を行ってほしいとの意見がありました。

次に、議案第 20 号 国民健康保険事業特別会計予算は、前年度と比較して 3996 万 5000 円の増の 17 億 7997 万円で、被保険者数の減少等により、国民健康保険税は減額の見込みであるとの説明がありました。

次に、議案第 24 号 介護保険事業特別会計予算は、前年度と比較して 5395 万 5000 円の減の 19 億 6463 万 3000 円で、地域密着型介護サービス給付費が増える一方、居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費が減額となる見込みであるとの説明がありました。

委員から、「保険給付費において、前年度に比べ大幅な増減がある理由について」質問があり、執行部から、地域密着型介護サービスの利用者が増えている

ことが要因と考えられるとの説明がありました。

また、「人手不足により入所できないことはないのか」との質問に、それを原因として断っているとは聞いていないと説明がありました。

次に、議案第 25 号 福祉サービス事業特別会計予算は、前年度と比較して、572 万 6000 円増の 9314 万円で、増の主な要因は、介護システムの更新に係る委託料および勤勉手当の支給であるとの説明がありました。

委員から、各サービスの民間委託や会計年度任用職員の待遇について、町としてしっかりとした仕組み作りを考えてほしいと意見がありました。

次に、議案第 26 号 後期高齢者医療事業特別会計予算は、前年度と比較して、1782 万 2000 円増の 3 億 776 万 9000 円で、被保険者数の増加が主な要因であるとの説明がありました。

次に、議案第 8 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例は、第 9 期土庄町介護保険事業計画の策定に基づき、介護保険料率の段階を変更するために条例の一部を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定については、小江いこいの家ほか 2 施設の指定管理者の満了に伴うものとの説明がありました。

続きまして、住民環境課から、議案第 19 号の住民環境課所管部分の予算額は、11 億 687 万 4000 円で、前年度に比べて 2 億 6833 万 2000 円、32%の増額です。個別の内容については、し尿処理費は、し尿汲み取り料の改定に伴う委託料の増、御影浄苑の老朽化に伴う基幹改良工事着手等により、2 億 1006 万 7000 円の増額となること。水道事業費は、肥土山浄水場の改修工事等により、香川県広域水道企業団支出金（出資金）が 6370 万 3000 円の増となることなどの説明がありました。

委員から、「老朽危険空き家対策事業の申請者等について」の質問があり、申請者は、あくまで所有者となり、仮に第三者からの情報提供があった場合には、「土庄町美しいまちづくり条例」の規定に基づき対応するとの説明がありました。

次に、議案第 2 号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例については、住民サービスの向上を目的とし、印鑑登録証明書交付の際に、印鑑登録証の代わりに個人番号カードを用いることを可能とするものであるとの説明がありました。

委員から、「誤って交付される可能性は」との質問があり、本改正により誤って交付される等は発生しないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第 9 号 土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について、国の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い改正しようとするものであるとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、全議案原案どおり可決すべきも

のと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これを持ちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

5番 小川務君。

○5番（小川務君）

それでは、議長の許可をいただきまして、小川務が 3 月定例会の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、この度の石川県能登地方を震源とする令和 6 年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

そこで今回は、防災対策について集中的に質問させていただきます。

ソフト、ハード両面での対策、そして財政的な裏付けなど、包括的に伺いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、私は、令和 4 年 6 月定例会の質問におきまして、災害対策について質問させていただいております。くしくもこのときも、能登地方で震度 6 の地震が発生した直後でございました。このときの一般質問で私は、長期的な研修の必要性と、災害対策本部要員の研修強化についてご提案させていただきました。町側からは、毎年全課長が参加して、防災訓練を行っていることや、外部講師を招いての研修を実施されている旨、説明がありました。

また、内閣府の防災スペシャリスト養成研修、内閣官房の自治体危機管理研修を引き合いに出された上で、オンラインにより受講機会を拡大する方針であるのご答弁をいただいております。そこで、職員を対象とした防災研修、災害対策本部要員を対象とした研修について、実施状況をお伺いいたします。職員の防災士取得状況、研修の種類、実施状況、参加人数等など、この 2 年弱の実施状況につき、お答えください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員の防災士取得状況、研修の種類、実施状況、参加人数等などの実施状況についてでございます。

まず、職員の防災士取得状況については、今年度 3 名の職員が防災士講習を受講し合格しており、現時点で、町長を含む 5 名が防災士資格を保有しております。

次に、研修については、内閣府や香川県、四国官学連携防災・減災協議会などが実施する防災対策の基礎的な研修のほか、外国人への情報伝達や避難所運営、災害時の健康危機管理などの専門的な研修を受講いたしました。

また、今年度は、土庄町総合防災訓練を 3 年ぶりに実施したほか、県の災害対策本部訓練に 2 回参加しております。1 回目は、豪雨および高潮を想定し、2 回目は、南海トラフ地震発生を想定した訓練でございます。

職員の参加人数につきましては、令和 4 年度が延べ 43 人、令和 5 年度が延べ

85人でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

ありがとうございます。

町長含め5名の方が合格されていて、研修の令和6年度85名、また外国人に対する対応も進めているということなので、今後もマンパワーは大変重要だと思いますので、よろしくお願いします。

また、先ほど挙げられた研修以外にも、今後新たな研修の実施、または研修内容の充実、拡充につきまして、お考えがございましたらお答えください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員の2点目のご質問にお答えいたします。

新たな研修の実施または研修内容の充実・拡充につきましては、引き続き、内閣府や消防庁、香川県などが実施する研修や訓練を活用し、職員の防災知識の向上に取り組んでいくとともに災害対策本部要員として、基礎知識・能力向上のため、防災士資格の取得推進や研修を進めてまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

ありがとうございます。

マンパワーにつきまして、もう1点、能登半島地震におきましては、多くの職員が被災しました。被災という立場でありながら、復興、復旧の最前線に立ち、疲労の色も日に日に濃くなっているように思われます。そこでお伺いします。災害時における職員の休憩スペース等の確保はどのようになっていますか。

また、全国からの自治体から派遣される応援職員、いわゆる応急対策職員派遣制度に基づく対応があります。早期復興・復旧に向けた技術職員の方々の宿泊場所等の確保も重要になりますが、どのように考えているのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員の3点目のご質問にお答えいたします。

小川議員がおっしゃるとおり、大規模災害時においては、災害対策本部要員である職員もその多くが被災者となることが想定できます。一方で、災害対策に取り組む職員は、まず、住民の方々の支援に力を注がなければなりません。

能登半島地震におきましても、過酷な環境下での被災自治体の職員の疲弊が報道されております。小川議員ご質問の職員の休憩スペース等の確保については、現庁舎西館にリエゾンの待機場所にも使用できるよう、シャワー室を備えた休憩室を整備しております。

また、職員の休憩スペースとして、西館の更衣室に畳敷の休憩スペースを設置し、仮眠をとる事ができるようになっております。

また、災害時の職員のメンタルヘルス対策も講じる必要があると考えております。小川議員がおっしゃるとおり、町の職員だけでは対応しきれない場合には、「災害時相互応援協定」による職員派遣や「応急対策職員派遣制度」を活用することとなります。

災害時の応援職員の受け入れにあたっては、被災地の負担とならないよう、応援職員には、自己完結型で活動していただくことが原則となっています。

一方、復旧・復興支援の技術職員については、中長期の受け入れが想定される場所であり、こうした応援職員の受援体制の整備は、基本的に受け入れ市町村が整えるべきでございますので、宿泊場所等の確保も含め、県や小豆島町とも協議しながら研究していきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

西館に休憩スペースがあるということで、職員の方が休憩スペースがあるのとならないのでは全然復興のスピードも違うと思いますので、より一層充実した設備等になるように、足りない部分は補充していただければと思います。

また、ここにいらっしゃる執行部の皆さんはじめ、町職員の皆さんが頼りであり、ケアのほどよろしく願います。

また、応急職員の連携も大変重要になると思いますので、宿泊場所等の確保、ご自身で確保するのが一番ですが、足りない場合は、フォローしていただければと思いますのでよろしく願います。

次に、この度の大地震におきましては、半島という地理的制約の多い条件の中での災害対応の難しさが改めて再認識されました。道路の陥没や土砂崩れにより陸路が寸断され、復旧までに時間がかかり、物資の搬送などにおいて大きな妨げとなりました。

プッシュ型で海路を使って物資を送ろうと試みたようですが、海底の地盤隆起もあり、港はどこも壊滅的な被害を受け、救援物資は支援を待つ人々の元へ十分届きませんでした。自衛隊のホバークラフトを使って、支援物資を陸揚げしたのは、災害発生後 72 時間ぎりぎりの 1 月 4 日のことでした。離島に位置してる本町はご承知のとおり、半島以上に地理的制約が多くあります。本州や

四国とは橋がつながっておりませんし、空港ありません。航路のみでしか渡ることができず、港が壊滅的な被害を受ければ、能登半島以上に復興が難しいという状況になります。離島と半島が多い鹿児島県においても、防災対策の練り直しに迫られていると地元紙で報道されているようです。そこでお伺いします。交通輸送手段が航路しかない地理的制約を踏まえたうえで、防災対策等を見直していく考えはありますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員の4点目のご質問にお答えいたします。

輸送手段が航路しかない地理的制約を踏まえた上での、防災対策等の見直しにつきましては、今後、能登半島地震を踏まえ、自衛隊や県防災ヘリなどによる空路からの輸送方法や備蓄物資の数量などについて、見直ししていく必要があると考えております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

ありがとうございます。

県においても半島や離島の孤立に対して危機感を抱いているようであります。1月18日に南海トラフ地震を想定した県の対策本部の運営訓練では、三豊市の庄内半島、そして本町の豊島にアクセスができないとの想定で訓練が行われました。本町も県の運営訓練に参加されたと思いますが、訓練で見た課題や教訓、そしてそれらを今後の災害対策にどう反映させるか、お答えください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員の5点目のご質問にお答えいたします。

県災害対策本部運営訓練において、土庄町では、豊島での災害状況の想定について、津波警報発令のため航路を使用することができなくなった状況下による人員等の輸送方法の検討をしました。その際に、停電も発生した想定であったため、県と自衛隊、中国電力のリエゾンと協議を行い、空路での輸送とする対策方針を決定いたしました。この中で見えてきた課題は、大規模災害時には、町だけではすべての対応は困難であるため、消防や自衛隊、警察、民間企業など、さまざまな主体との円滑な連携、協力体制を構築していくこととございます。

元旦の能登半島地震の翌日、羽田空港での航空機事故の際、日航機の乗客乗

員全員が無事に避難したことは奇跡と言われました。一方では、これは、日ごろの訓練の成果であるとも評価されています。

また、先日の防災会議の研修においても訓練を重ねることで、実効性のある災害時の対応を行うことができるとの講話がありました。

今後も引き続き、座学の研修のみならず、町総合防災訓練の実施や、県下で行われるさまざまな訓練に参加し、実践を繰り返すことで災害対策本部要員の能力向上に取り組んでまいります。さらには、住民の方々にも働きかけ、自主防災組織の構築や地域単位での防災訓練の実施など、自助、共助、公助が連携した災害対策が実践できるよう努めてまいります。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

座学だけではなく実践を取り組んでいくということなので、経験値をどんどん増やしていただければと思います。ありがとうございます。本土から隔絶された離島においては、海からの交通輸送手段が遮断された場合、空路に頼らざるを得ません。しかし、小豆島は他の主な離島と異なり、空港が存在しないのがウィークポイントです。

ちなみに、小豆島は船でしか渡れない離島としましては、県内で最大の人口を有している島であります。令和5年度土庄町地域防災計画地震対策編には、緊急な救急活動、救助活動、災害応急対策活動、災害防御活動等を行えるよう防災ヘリポートの整備を進めるとの規定があります。現在の整備状況につきましてお答えください。

また、地域防災計画には、県防災ヘリの臨時ヘリポート予定地として、豊島家浦、オリビアン小豆島、そして町中心部の町有地の3カ所が定められております。しかし、いずれの立地も一長一短があるのではないかと私は考えております。大鐸地区の多くが土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されており、ヘリポートへのアクセスも難しくなるかもしれません。町有地は大変利便性の高い場所ですが、例えば自衛隊の大型ヘリの着陸に対応できますでしょうか。そのあたりも、もし分かればお答えいただければと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

防災ヘリポートの整備状況については、平成23年度に東港に臨時ヘリポートを整備しております。

自衛隊の大型ヘリの着陸に対応できるかどうかということについては、善通

寺自衛隊に確認したところ、大型ヘリの場合、100m×100m程度の広さが必要なため、防災ヘリの離発着場としている3カ所（東港場外、旧豊島小中学校グラウンド、オリビアン）のうち、オリビアンであれば着陸は可能とのことでした。

また、刈崎第二グラウンドについても面積的には着陸は可能ということを確認しております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

はい。ありがとうございます。

オリビアンと刈崎第二が大丈夫ということなので安心しました。ぜひとも災害時には大型ヘリで、物資等、人的な支援も必要かと思っておりますので、支援、設備ですね、今後必要でしたら、またよろしくお願ひします。

いずれにせよ、液状化現象などにより、道路が使えない場合、あるいは港湾が被災した際は、空路に頼らざるをえません。ヘリポートの充実、是非ともよろしくお願ひいたします。

次に、救援物資が到着するまでの間、私たちは備蓄物資で凌がなければなりません。地域防災計画では、住民は最低でも3日間、できれば1週間分程度の食料や飲料水の備蓄に努めるものとしており、町においても食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難所向けの物資も含め調達の確保を図っております。また、能登半島地震に支援に行った看護師さんの話では水が使えない環境になると、お風呂には入りません。そうすると、女性は感染症による膀胱炎や、発熱腎盂炎等になりやすくなるので、簡易シャワーの設備が大変重要であるとお話をいただきました。そこでお伺ひいたします。現在の町における災害備蓄品、例えば簡易シャワー、簡易トイレ、赤ちゃんのミルク、段ボールベッド等の備蓄状況はどのくらいでしょうか。

また、断水時に近隣住民に井戸水を開放する制度として、災害時協力井戸制度があります。この制度を事前登録して、町民に伝える考えはありますか。今後の具体的な備蓄計画、災害時協力井戸登録制度の事前登録の導入についてお答えいただければと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

現在の町の災害備蓄品については、簡易トイレが40台、液体ミルクが72本、調製粉乳が1.6kg、ダンボールベッドが346台、ダンボールパーテーションが

328 台となります。また、備蓄食料については 3460 食ございまして、香川県地震・津波被害想定における最大クラスの地震、津波による避難者を基に算出した、1 日分の食料を県と折半して備蓄しております。一方で、簡易シャワーの備蓄はございません。災害発生による断水の際、水は何より貴重となりますので、衛生を保つウェットシートなどを、自助として是非、非常持ち出し袋へ常備していただくようなご協力をお願いしたいと思います。

また、災害時協力井戸につきましては、現在実施しておりませんが、他の自治体などを参考にしながら登録制度について研究してまいります。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5 番（小川務君）

自助ということで、町民の皆さんがウェットティッシュを準備していただくのは大変重要だと思います。確かにそうなんですけど、災害が発生した場合に、真夏日だった場合とか、女性の方だったりとか、あと高齢の方が、体を洗えない環境というのはやっぱり厳しいかなと思いますので、いくつかでもいいので準備していただければと思います。これは石川県に災害現場に行った方のアドバイスなので、そういったものも活かしていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、能登半島につきましては集落が孤立し、十分に物資が行き届かず、寒さが厳しい中、被災者の皆さんが食料を分け合って食べるという光景がテレビで幾度となく流れていました。このような姿を見て、心が痛んだのは私だけではないと思います。今日の新聞にも、石川県輪島市の指定避難所の半数以上で避難物資が足りなかったと記載されていました。町内にはスーパーやコンビニエンスストアはありますが、サプライチェーンに関しては島というのは大きな制約があります。そういう意味でも、本土と同等以上の備えが必要になってくると思います。予算的な問題もあるかと思いますが、国や県の支援を活用できるものは活用しながら、今以上の備蓄の充実をお願いしたいと思います。また災害時協力井戸の存在ですけども、皆さんが把握することにより、洗濯や消火活動に有益であると思いますので、大きなお金がかからない防災対策の 1 つになると思いますので、今一度ご検討を願います。よろしくをお願いします。

次に、来年度からの民間住宅耐震診断費用は、上限 12 万円までが全額補助、耐震改修費は 140 万円までに引き上げられることになりました。土庄町内の住宅の耐震化率が 62%と全国平均の 87%から大きく下回った状況にあります。このような中、町民の皆さんにとって大変ありがたい支援であると考えます。一方で、災害時に大きな存在である 7 つの消防団施設の耐震状況はいかがでしょうか。土庄分団屯所は、平成 29 年に新しく屯所が完成しました。湊崎分団屯所

に関しては、昭和 50 年に建築され築 49 年が経過しています。能登半島地震でも屯所が倒壊し、消防車が出動できない状況にありました。今後、湊崎分団を含め各消防団施設の耐震診断、耐震改修を行う考えはありますか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

分団屯所に関しましては、旧耐震基準である昭和 56 年以前のものでございます。その耐震診断等につきましては、今後、町有施設の耐震性の調査や耐震診断の実実施計画の策定などを考えていく中で検討してまいりたいと存じます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5 番（小川務君）

はい。ありがとうございます。

旧耐震が昭和 56 年で民間住宅も耐震が進んでますので、ぜひ公共施設も見ていただければと思います。土渕海峡の橋が使用できない場合、西消防署の消防車等は前島でしか使用することができません。その場合、湊崎分団から大部分団までの消防車で消火活動、救助捜索に出動します。屯所が倒壊して、消防車が使えなくなる状況が発生しないよう、ぜひ早急に対応していただきたいと思っています。

次に、最後に、災害関連費用に関する予算的な裏付けについてお伺いします。

能登半島地震を受け、自治体の中には災害対策を強化するために、来年度当初予算を振り替えた自治体もあります。神奈川県寒川町では、新年度に町長さん専用の公用車を購入しようと検討していましたが、急遽、予算案を振り替えて、倒木や瓦れきなどを除去できるホイールローダーを買い替えることに決めたそうです。本議会でも令和 6 年度当初予算案が上程されていますが、能登半島地震を受けた防災対策を詳細に盛り込むのはスケジュール的にも難しかったかと思います。そこで今後、令和 6 年度補正予算等において、新たな防災対策を計上することは考えていますでしょうか。例えば、防災士取得補助金の増額。香川大学大学院の防災危機管理の専門家を育成するための学費補助を新設。あるいは、災害時にマイナンバーを活用した要介護避難者の安否確認のための避難者名簿の DX 化や避難所情報の自動化をするらくらく避難所くんの導入など、人的育成業務の効率化に力を入れていきたいと、町長の思いでも結構ですので、お話いただければと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

さまざまな提案、今いただきました。小川議員も防災士の資格を持っておられるというところで、詳しい提案、また、いろいろな部分の提案いただきました。そのようなところで、全体的なお話をさせていただきます。

私は施政方針でも申し上げたとおり、令和 6 年度当初予算編成において、4 つの重点予算配分を設定し、そのうちの一つに「防災対策の強化」を掲げました。耐震診断・耐震改修補助金の拡大、ハザードマップの更新、防災士資格取得助成、危険ブロック塀の撤去や家具類転倒防止器具への助成、消防団運営費の拡大や避難行動支援者システムを利用し、高齢者や障害のある方など自主避難が困難な方の情報把握や個別避難計画を作成し、地域安全の推進を図るため、総額で 9700 万円の予算を重点枠として計上させていただいております。

防災対策は、万全を期することができるものではなく、自助・共助・公助により、できる限りの準備や備えをしておくことが求められます。こうした観点から、私は、能登半島地震を教訓として、土庄町として取り組むべき事柄を再検証することは重要であり、できることは、小さなことからでも行っていきたいと思っておりますので、補正予算での計上につきましても、必要に応じて検討してまいります。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5 番（小川務君）

ありがとうございます。

必要に応じて対応していただくということなので、今後精査していただき、ご協力いただければと思います。能登半島地震から 2 カ月以上が経過しました。復興も諸についたばかりです。金沢市などエリアの外に避難されている方も多くいらっしゃり、過疎化にさらに拍車がかかるのではないかと懸念をしているところです。本町においても決して他人ごとではありません。水害や土砂災害に幾度となく苦しめられており、とりわけ昭和 49 年に発生した土砂災害では、小豆島全体で 29 名の方が犠牲になりました。災害を理由に地域の魅力は下がることはあってはなりません。被災して生まれた故郷を離れてしまうことも決してあってはなりません。くしくも今年は、昭和 49 年の土砂災害からちょうど 50 年であり、災害対策について考え直すよい機会なのではないかと強く感じております。私たちも知恵を出しますので、町執行部の皆さまにおかれましても、より一層の対応強化のほどよろしく申し上げます。

最後に、町長にお願いがあります。今後大規模災害が発生した場合、つらく苦しい環境が待ち受けていると思います。そのようなときに、トップの町長が

不眠不休で業務を行ってはいは、冷静な判断ができないと思います。また、部下の職員の皆さんも安心して休むことができなくなるので、そのような状況になりましたら、ぜひ率先して休憩を取っていただきたいと思います。休むことも大切な仕事であると思います。これで私からの質問は以上となります。ありがとうございました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は10時45分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時35分
再 開 午前10時45分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

4番 森英樹君。

○4番（森英樹君）

4番、森でございます。本日は、2点質問させていただきます。

まず、1点でございますけども、町行政のデジタル対応についてということで

質問させていただきます。せんだって新聞記事で、システムの標準化、自治体の基幹業務に使う情報システムの標準仕様の移行について、デジタル庁は、政府目標の2025年末までに全体の1割が間に合わない見込みだというような記事も載っておりました。そういった中で、わが国のデジタル対応について聞いてみたいと思います。

2010年後半ぐらいから、わが国は他の先進国や新興国に比べてデジタル化の進展が遅れていると。とくにデータ技術の活用やデジタルサービスの復旧において、遅れを取っているというような見方は広まっていたと思います。

そういった中、2020年新型コロナウイルスが世界的に拡大し、その3月には国内での感染が拡大し始め、緊急事態宣言が発令され、感染拡大の深刻さが認識され始めました。政府が、新型コロナウイルスの影響で経済的な打撃を和らげるために、10万円の一律給付を実施したことは記憶に新しいところでございます。そのときの給付が迅速に給付されなかったことは、国民の多くはデジタルに関し、後進国なんだなと認識されたものと思います。その後、国はデジタル庁を発足させ、全力を挙げてデジタル推進を図っています。国の方針としては、地方公共団体におけるデジタル化に関し、デジタルガバメントの推進、デジタルソフトの推進、デジタル人材の支援、情報セキュリティ対策の強化、デジタル技術の利用促進と、これらの取り組みを通じて地方公共団体におけるデジタル化が推進され、行政サービスの質の向上や、効率化が図られることは期待されているところでございます。

町でもこの方針に沿ったかたちでデジタル化の推進を図っているところだと思います。そこでお伺いいたします。庁舎エレベーター横に庁舎業務案内板がございまして、3階総務課の中にデジタル推進室と表示がございまして、このデジタル推進室、何名で、どのような業務を行っているのでしょうか。また、その職員は専任職員でしょうか、お伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員のご質問にお答えいたします。

デジタル推進室には、専任職員1名と兼務職員1名を配置しております。デジタル推進室の主な業務内容としましては、業務システムやネットワーク機器等の管理運用、情報セキュリティ対策のほか、デジタル化による各課の業務改善の支援、DXの推進など、デジタルに関する業務全般を担当しております。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

その業務の中でこれまでに、住民の利便性の向上のために行ったデジタル施策、また、職員の効率化につながる施策、具体的にどのようなものがあったんでしょうか。

また、今後計画している施策ございますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

まず、住民の利便性向上につながる施策といたしましては、スマートフォン教室の開催や、フリーWi-Fi の整備、オンライン申請に対応するための環境構築などを実施しております。

また、職員向けにはオンライン会議やテレワーク環境の整備、AI による会議録の自動作成システムの導入、LGWAN 回線の無線化やノートパソコンの切り換えによるペーパーレス化の推進など業務の効率化と経費の削減を図るための取り組みを行っております。

今後のさらなるデジタル化の推進に向けて、本年 1 月から各課の若手職員を選抜した DX 推進プロジェクトチームを立ち上げております。若手職員を中心にチームを構成することで、新しいテクノロジーに対する柔軟性や熱意を生かし、従来のやり方にとらわれることなく、より革新的なアイデアを生み出されることを期待しております。プロジェクトチームから提案されたデジタル施策の中に、住民の利便性の向上や業務の効率化に大きく貢献するものであれば、今後予算化することも検討しております。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

予算的なほう、全課にまたがり、デジタル予算関連が計上されています。複雑化する行政サービスや情報公開のデジタル化が進む中、デジタル技術を活用した業務が今後ますます増加してこようかと思っております。第 7 次の土庄町総合計画の中でもデジタル化の推進ということで、基本計画の 1 つの項目としてうたっています。

情報セキュリティ対策、ネットワーク化など町のデジタル化を推進していくうえで、その業務を専門的に遂行する職員が必要ではないかと思うんですけども、先ほど課長が、専任職員が 1 人、兼務職員が 1 人、あと、若手を中心にプロジェクトでグループで育成しているという話は分かるんですけども、専門的な、より専門的な職員を採用するというような考えはございませんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員の3点目のご質問にお答えいたします。

森議員もおっしゃるとおり、デジタル化を進めていく中で、その担い手となるデジタル人材の必要性は十分認識しておりますが、民間も含めデジタル人材の需給が逼迫している中で、本町のような小規模の自治体における専門職の確保はなかなか難しい状況でございます。

本町としましては、県や先進自治体である高松市などと連携し、広域的な枠組みでデジタル化を推進していくことが望ましいと考えており、香川県と県内全市町、民間企業が連携して、自治体や地域のDXを推進する取り組みである香川DXラボの中で、情報や人的リソースを共有しながら県内自治体のデジタル化を進めていくことについて、県や関係市町に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、先ほどご説明いたしましたDX推進プロジェクトチームの取り組みなどを通じて、今いる職員の活用や育成についても並行して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

はい、よく分かりました。専門職の採用は無理ということであればですね、研修なんかで知識を深めるというのも1つの手ですけれども、技術は日進月歩であります。例えば、採用した職員を専門学校に通わすとかいうような手だてもあろうかと思えますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

森議員のご質問にお答えいたします。先ほどの担当課長の答弁とかなり重なる部分もありますが、私のデジタルに関しての今考えてる部分をお伝えいたします。

まず、施政方針でもお伝えしたとおり、土庄町にとってデジタル技術の活用は不可欠だと思っております。その中で、先ほども答弁にありましたが、職員の課題意識に基づく業務改善のためのデジタル化を進めるため、今年度設置したデジタルDXプロジェクト推進会議を6年度も延長してまいります。その中でですね、町民の皆さまの利便性、職員の業務の効率化、また費用の作成などを、まずはデジタル技術推進室の職員、DXプロジェクト推進会議の職員に課題

を提案していただき、香川 DX ラボなどを活用し、アナログで処理されたものをデジタル化するよう進めてまいりたいと思っております。その後ですね、課題は山積していくと思っておりますので、国のデジタル支援員などを活用できないかなどなどの協議を進めていき、デジタル技術を活用し、政策等に生かしながら業務プロセスの見直しなどを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

町の方も国の方針に則ったようなかたちでいろんな取り組みを町単位じゃない、もっと広げたかたちでも、やっていくということで理解いたしました。こないだから、庁舎の入り口にデジタルサイネージですかね、大きなビジョンで分かりやすく確定申告の、先週ですけども案内とか、あと画面がくるっと変わってスマホ教室の案内とか、今日もちょっと見てみますとスマホ教室の案内と下に林業の木材伐採から加工というところ、映像で出しておりましたけれども、非常に分かりやすい。ぜひ、住民に分かりやすいようなかたちで、これもデジタル化の一環だと思うので、続けていただきたいと思っております。それと今朝の新聞ですけども、県内のある市が、市の公式ライン、アプリでございますけれども、リニューアルして趣味や関心がある情報だけを受け取れるセグメント配信を行うというような記事も載ってましたので、これからますますいろんな情報が進む中で、わが町はどのような情報をもって、町民に行政を理解してもらうかというようなことも研究していただきたいと思っております。

今後、人口減が想定される中、住民が減っていくということになっても全体の事務量は、当然、大きく減らないだろうと考えております。むしろデジタルを活用した新たな取り組みが必要になってこようかと思っております。わが町、土庄町が他の市町村からの手本となるように本町のデジタル化推進を進めていただきまして、オンラインでの手続きとか情報提供など住民が利用しやすい、分かりやすいサービス提供をお願いしたいということで、1 番目の質問を終わらせていただきます。

2 番目の質問でございますけども、高見山運動公園の現状と課題ということでございます。高見山公園は、施設が老朽化してきております。今後どのような考えで公園を維持しようとしているのかを問いたいと思っております。

まず、現状の説明をさせていただきます。高見山運動公園の現状でございますけれども、4 つのエリアに分かれています。

まず、下からまいりますと運動公園、多目的グラウンドですか、こちらは有料での貸し出し。野球を中心に利用し、ネット裏に観客席を設け、グラウンドは

綺麗に整備されております。その上にはテニスコート、これも有料でございます。トイレを有した管理棟、そして全天候型コート 4 面を有しております。コート奥のポケットパークには国土地理院が管理する電子基準点も設置しております。これ関係ございませんけれども、地上 2 万 km を周回する GPS 衛星から出された電波信号をそこで受信して活用しているみたいでございます。コートでございますけれども、ネットを含めて器具類が消耗して古くなっております。コート面がめくれている部分もあり、けがの恐れがあるということでございます。そして、冒険の森ドラゴンロードでございますけれども、冒険の森としてフィールドアスレチックがあり、すべり台を兼ねて、親子で楽しめる施設であります。最上部には板張りの広いスペースがあり、そこに双眼鏡も備えられ、屋島が一望でき景色がいいところでございます。現状は、フィールドアスレチックの途中から上部がロープで立ち入り禁止として使用できなくなっております。頂上の展望広場ですが、ちょっと忘れられ感がありますけれども、遊歩道が山頂まで続き、山頂には山城があります。桜の木も植樹され、俳句の森としての句碑があり、山頂からは屋島、五剣山、四国山脈と、反対側へ回ると土庄港の全景と四方の景色が眺望できます。が、遊歩道への案内看板も相当くたびれてきており、山頂にあるトイレは朽ちており、石垣で囲まれている山城も朽ちかけており、ロープで立ち入りを制限しているというような状況でございます。照明等も機能していないというのが現状でございます。この高見山公園の当初の開発目的、そして完成年度をお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

森議員のご質問にお答えいたします。

高見山公園は、社会教育施設として町民の体力づくり健康づくりを通して、人々が交流できる場を確保し、地域の振興と住民の健康増進に資することを目的として設置しております。公園内にある展望台は平成 2 年度、テニスコートは平成 3 年度、冒険の森は平成 4 年度、多目的グラウンドについては平成 8 年度に整備を行っています。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

公園の整備に関しましては、上から順番に整備して、ほぼ 30 年近く経っているというようなことでございます。もう少し詳しく聞きたいと思っております。

この公園整備、全体事業費、いくらかお分かりになりますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

森議員の再質問にお答えいたします。

事業費につきましては、開園にあたり総額で約 16 億 6000 万円でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

当時、16 億 6000 万という相当の金額での山の開発、公園になったということでございます。それから、現在まで月日が経って 30 年経ってるんですけども、過去 5 年間で結構でございます。メンテナンス料どれぐらいかかっているか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

森議員の再質問にお答えいたします。

若干概数となりますが、お許してください。高見山グラウンドは 5 年間で約 1850 万、テニスコートは約 200 万、あと冒険の森ドラゴンロードは約 250 万円かかっております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

5 年間でその金額ということで、他の事業費に比してこの額はちょっと寂しい額かなと個人的には思っております。老朽化に打ち勝つような金額ではないかなと思っております。

その次にですね、遊具の安全基準についてお伺いします。

遊具の安全基準ありますか。また、定期的な保守点検を行っているかということ併せてお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

森議員の再質問にお答えいたします。

遊具の安全基準については、国土交通省が作成した都市公園における遊具の安全確保に関する指針およびこの指針の考えを踏まえて、一般財団法人日本公園施設業協会が作成した遊具の安全に関する基準というのがございます。高見山公園の遊具の保守点検に関しましても、毎年 1 回、専門業者による実施しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

この高見山公園、現時点で改修などの計画ございますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

現時点では、改修計画というのはございません。しかし、各施設は、もう整備から一定期間が経過したことにより、施設の老朽化が進行しており、適宜メンテナンスや改修を実施しているところでございます。

また、昨年には青年会議所や商工会青年部の有志で組織する小豆島パークリノベ実行委員会が、ドラゴンロード周辺の草刈りや清掃、ベンチの設置などを行っていただきました。そういう民間の方の力もお借りしております。今後につきましては、危険なものについては撤去もやむを得ないと考えておりますほか、各施設の利用状況を踏まえながら、将来の公園の維持管理のあり方についても検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

全体が老朽化しているなか、公園全体の全面改修は厳しいとも思いますが、改修の優先順位としてですね、ドラゴンロードであります、子どもの遊び場として、さくら公園と並び子育て中の親子と一緒に運動できる数少ない施設だと思います。第7次の土庄町総合計画、子育て環境の充実、子どもの遊び場の確保をうたっております。子育て施策は、町長も注力するものだと思います。さくら公園ができたものの、休日にはたくさんの親子連れがおり、遊具不足によりまだまだ遊び場が少ないという声も聞かれます。とくにドラゴンロードは、さくら公園と並び子育て中の親子と一緒に運動できる数少ない施設だと思っております。リニューアル整備をすることで、遊び場としての町民誰もが安心して利用できる状況を維持することは必要だと思います。高見山のフィールドアスレチックは休止になり、危惧しているところでございます。そのあたりいかがでしょうか。優先順位とかいうところで。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

森議員の再質問にお答えいたします。

高見山のアスレチックはまだ休止はしておりませんでございます。はい、繰

り返しになりますが、各施設の利用状況などを踏まえて、改修更新などを行い、公園の維持管理に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

教育長、どうお考えでしょうか。公園の維持というところで。

○議長（濱野良一君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

私としても町民誰もが安心して利用できる公園として維持していけるよう努力していきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

ありがとうございました。

先人がつくった公園でございます。今ある施設を大切にメンテナンスをしてですね、町民誰もが安心して利用できる公園として維持していただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

3番 宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

3番、宮原です。

まず、平成30年から本格スタートした沖之島架橋事業ですが、私も副町長時代に沖之島を何十回も訪問し、島民と意見を交わしたことが先日のようでございます。おかげさまをもちまして、四海漁港にはコンクリート製の大きな橋台が出来ており、いよいよ形が出来上がりつつあると実感しております。四海漁協をはじめ、自治会の関係者の皆さまに感謝申し上げます。

さて、先日の総務建設委員会で、濱口建設課長から報告のありました橋の全体事業費ですが、令和3年2月に17億1700万円と報告されていたものが、今回は、22億500万円と約5億円の追加の事業費が必要なことに驚きました。事業費の増加の原因は、軟弱地盤対策による工法の変更や物価高騰による増額などが原因とのことですが、今後は大幅な増額がないように執行部はコストダウンに努力していただきたいと思っております。

それでは、質問です。昨年9月の定例会では、大野議員より沖之島架橋につ

いての一般質問がございましたが、その後の工事費の大幅な増加を踏まえ、この事業に対して、町民の理解を得るために改めて質問いたします。

これほどの予算を費やし、沖之島架橋は令和 7 年に完成する予定ですが、完成後の沖之島の振興策について、どのようなプランをお考えでしょうか。新規事業などビジョンがありましたら町民に示していただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

沖之島離島架橋事業は、令和 4 年 6 月に現場着手し、約 2 年経過しました。全体事業費は、令和 3 年 2 月の時点で 17 億 1700 万円と試算しておりましたが、再度試算したところ 22 億 500 万円となりました。これは、軟弱地盤対策による工法変更および物価高騰などによるものでございます。今後とも物価変動を注視しつつ、工程管理を精査し、経済的に収まるよう最大限努力してまいります。

また、架橋事業に伴う地域の活性化は、重要な課題であると考えております。そのため、昨年 12 月の 2 日には、沖之島住民の方に参加いただき、第 2 回島づくり座談会を開催し、「短期構想」および「長期構想」を取りまとめました。これは、住民の方が「何ができるか、何をやりたいか」という観点より提案された構想です。

また、令和 6 年度からは井戸端活動と称しまして、花畑の整備および休憩所のリニューアル等の活動を計画しております。まだまだ振興策プランとまではなっていませんが、今後は関係各課とも情報共有し、より具体的な計画および事業メニューについて、地元住民とともに検討、研究してまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

建設課主導での沖之島座談会において、さまざまな計画や要望が話し合われていることは分かりました。しかしながら、建設課は橋の工事についての専門部署であり、観光や農業、漁業の振興のことを考えますと、今後は国や県の補助金の活用も踏まえ、企画課、観光課、農林水産課、住民課などの各課の参加が必要ではないかと思えます。完成まであと 2 年、橋を架けただけにならないように議会としても協力させていただきますので、町長、副町長はじめオール役場で取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、次の質問です。

昨年の 6 月定例会にて、土庄港港務所の耐震化や利便性について質問させて

いただきましたが、残念ながら全く進展がないようですので、再度質問いたします。

民間住宅の耐震化は重要であると考えますが、公共施設となるとさらに責任が問われます。最大震度 7 を観測した能登半島地震は記憶に新しいところですが、近い将来発生する南海トラフ地震では、被害がこれより広範囲で大規模になる恐れがあるということです。昭和 53 年に建設された土庄港港務所の耐震性は確認されておらず、旧耐震基準の建物で何度も高潮に浸かり、塩害により基礎部分のダメージも考えられます。

また、建築士の立場で見ますと、耐力壁の偏った配置や 2 階から上の構造物の加重などを考えますと、極めて IS 値が低いといえるかもしれません。IS 値とは、建物の耐震性能を示す仕様で 0.3 未満ですと、大規模な地震により倒壊する危険が高い建物ということです。大規模地震で陸路が閉ざされた場合、海路からの救助や物資の搬入は重要であり、土庄港港務所が倒壊すれば中央棧橋の使用ができなくなります。土庄港には耐震岸壁がありますが、潮位の関係で小型船は使用できなくなるかもしれません。このような状況で、現状の利用度や来年の瀬戸内国際芸術祭の開催により多くの観光客の利用が見込まれることを考えると、速やかに耐震診断を実施し、診断結果により耐震改修か、もしくは建て替えが必要と考えます。合わせて、土庄港港務所に隣接しています身障者トイレについて、これについては雨の日には利用しにくく現在においては小豆島の玄関口としてふさわしいとは思えません。土庄町には、土庄町障害のある人もない人も安心して暮らせるまちづくり条例を平成 30 年 4 月から施行しています。このことを踏まえて町執行部の考えをお聞きします。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

宮原議員のおっしゃるとおり、土庄港港務所は昭和 53 年に旧耐震基準で建設され 46 年が経過しておりますが、耐震調査は行っておりません。

土庄港港務所は、高松行き高速艇および豊島宇野行き旅客船の切符売場があり、また隣接する平和の群像は優れた観光スポットの一つであるなど、多くの乗降客や観光客が集まる施設であると認識しております。つきましては、今後、町有施設の耐震性の調査や耐震診断の実施計画の策定などを考えていく中で、検討してまいりたいと存じます。

また、隣接する身障者トイレは、昭和 59 年 3 月に小豆島ライオンズクラブから寄贈されたものであり、24 時間利用可能でございます。老朽化が進んでいることから、近年では出入り口の修繕および照明灯の自動点灯化などを行いました。

た。

また、令和 6 年度には臭気対策としまして、浄化槽の排水口の改修を予定しております。今後も施設の維持管理に努め、快適に利用していただきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

以前にも申しましたが、土庄港につきましては、土庄港港務所やターミナルビル、平和の群像の横のほとんど利用されていない香川県の公園など、全体を見直す必要があると考えます。財政難の中ではありますが、災害時には人命にかかわることですので、土庄港港務所の耐震化の検討は最優先でお願いし、質問は終わります。

○議長（濱野良一君）

11 番 福本達雄君。

○11 番（福本達雄君）

11 番、福本です。

2 点、公共施設での身障者対応についてと、海岸漂着物の処分についてお尋ねいたします。

まず、1 点目、公共施設での身障者対応についてですが、災害時、警報が出された場合、避難所となる公民館等に避難される身障者の方に対する対応は、町としてどう考えているのか。歩行時の手すり設置状況、車椅子の配置状況、歩行者補助具の配置状況などで改善が必要ではないのかについてお尋ねします。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

町内の公民館 8 施設の手すりの設置状況につきましては、2 階建て以上の公民館 4 施設には、階段に手すりを設置しております。また、3 施設では玄関入口に、1 施設では廊下に手すりが設置されております。

また、車椅子につきましては、避難所となる公民館 7 施設すべてに配置しております。

歩行補助具につきましては、現在すべての公民館で配置されておられません。

公民館における障害者などの要配慮者への対応については、福本議員ご指摘のとおり不十分な面もございますので、備品や設備の充実につきまして、関係課と協議を行い、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

健康福祉課の対応としましては、日常生活や災害時に義足や人工関節を使用している方や、内部障害や難病の方、また、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周辺の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう香川県が作成いたしました「ヘルプマーク」を配布しております。こちらがヘルプマークになります。

また、避難所での支援者に対しましては、「支援用バンダナ」を指定避難所である公民館に配置しており、適切な配慮を受けることができるよう対応しております。こちらのほうが、支援バンダナとなっております。こちらのほうの上の部分に、支援内容をガムテープなどで書いていただいて、それを貼って利用していただくというかたちになっております。

また、避難所の生活が長期化する場合につきましては、指定の避難所に保健師を派遣いたしまして、福祉的な視点で避難者の状況を判断し、状況に応じた適切な支援へつなぐ福祉トリアージを実施し、避難所での継続が困難と判断された場合には、福祉避難所や医療機関等に移動していただきます。これらの対応が災害時の一連の対応と考えております。

なお、ヘルプマークや支援用バンダナにつきましては、まだまだ認知されていないようですので、さらなる普及のため、しっかりと周知、啓発してまいりたいと考えております。

また、議員各位におかれましても、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11番（福本達雄君）

今、2課の担当課長から回答ありました。

私としても防災訓練を通じていろんな面から問題点を探っていきますので、これからも誰もが心配なく安心して避難できる避難所となるよう準備をお願いいたします。

2点目の海岸漂着物等の処分についてですが、海岸に漂着した燃やせる木片等の処分は、各自治会やボランティア団体が集めたものを町が収集し処分していると思いますが、処分量はどれくらいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

福本議員のご質問にお答えします。

海岸に漂着する海ごみは、主に可燃ごみ、不燃ごみ、漁具等の処理困難ごみに分類されます。これまで漁業者やボランティア清掃に登録いただいている団体が、清掃で収集した海岸漂着ごみについては、日程等の事前協議を行い、町が後日回収、処分しておりました。

令和5年度の実績では、漁協4団体、ボランティア8団体が計24回実施しており、町が回収し、小豆島クリーンセンター等で計測したものは、漁協4団体が実施した4回分で、可燃ごみ約745kg、不燃ごみ約70kgとなっております。それ以外の20回分は、定期収集で出されているものであり、こちらの収集量は、1回当たり「大」のごみ袋で10袋程度となっております。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11番（福本達雄君）

この量については、今聞かせてもらった時点では、多いとか少ないとかはちょっと私は判断できんですが、集めるのに負担軽減が必要ではないかと考える面があります。これは、木片なんですけど、収集規定の超える大きさのものは切断しなければならぬため負担となっているので、軽減の措置はされているのかお尋ねします。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

福本議員の2つ目の質問にお答えいたします。

可燃ごみの袋での収集は、長さが約50cm、厚さ約10cm以内のものを受け入れ可能としており、それ以外のサイズのごみは、搬入可能な大きさとして、長さ2m以内、厚さ10cm以内に切断するなど、してもらってから収集しております。

投棄された漁網、ブイ等の漁業系廃棄物は、産業廃棄物に分類されるため、町では処理困難物と認識し、これまでは回収をしていませんでした。しかしながら、毎回の清掃時に一定量の処理困難物があることから、令和6年度から、ボランティア清掃に登録いただいている団体が収集した漂着ごみは、団体で分別後、処理困難物は町が許可業者に処分を依頼するなどにより、これまでよりも円滑に回収、処分してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11番（福本達雄君）

木片については、最近は手軽に使える電動チェーンソーが販売されています

が、まだ、広く普及されているとは言えず、切断となったら「手間がかかってどうしようかな」という場合もあります。

また、先ほど回答があったように、今まで扱っていない漂着ごみについても取り扱ってもらえるということで、漂着物全般については、清掃時の負担を軽減されていると考えますので、今後もよろしく願いいたします。

それでは、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

7番 大野一行君。

○7番（大野一行君）

7番、大野です。質問の前に、能登半島大地震の犠牲者の方にお悔やみを申し上げるとともに、被災地が速やかに復旧されることを願っています。

質問に入ります。4点ほど質問を出しています。

まず、第1点です。宮原議員からも質問されておりますが、前回の議会でも質問いたしました。引き続きでございます。土庄東港の港務所についてでございます。能登半島地震では、皆さんご存じのように、耐震性のない多くの建物が壊れました。想像以上の壊れ方でもございました。それで、この土庄町においても、その経験から、まず、この土庄東港港務所、具体的に差し迫っておりますが、早急にですね、耐震の検査、診断を行い、耐震性がなければ整理をする必要があろうかと考えます。行政の考えを伺います。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

土庄東港港務所は、昭和45年に旧耐震基準で建設され54年が経過していますが、耐震調査は行っておりません。

今後、町有施設の耐震性の調査や耐震診断の実施計画の策定などを考えていく中で、検討していきたいと存じます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

なかなか行政はすぐには動かないっていうの分かっていますが、検討というよりも、私の希望からしますと、早速取り組んでいただきたいというふうには思っています。以前からこの建物は、多くの人々が傾いているなというのがずっと言われてきましたので、できるだけ速やかに行動に移していただきたいと私からの

要望でございます。

続きまして、第2点の質問に移ります。

これも令和5年6月議会で、空き家バンクの民間の賃貸住宅等の情報の一元化について提案をしてきました。その後の進捗状況を伺います。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

大野議員からは、今年の6月議会で、「空き家情報と賃貸住宅情報等の一元化」のご提案をいただきました。その進捗状況につきましては、小豆2町で採用している空き家コーディネーターである地域おこし協力隊およびその派遣先のNPO法人トティエと連携し、各宅建業者に対し、集合住宅の情報一元化についての意向確認等を行いました。その結果、情報収集に賛同を得られた島内宅建業者4社と情報一元化の方法等について、現在協議を進めている状況であります。

今後とも協力体制を構築しながら、スムーズな情報提供に努め、移住や雇用の促進につなげていきたいと考えております。

また、昨年9月から地域おこし協力隊とトティエにおいて、郡内の未活用物件掘り起こしのため、「空き家お悩み相談室」を開設いたしました。広報掲載や折り込み等で周知を図った結果、現時点で39件の相談をいただいております。相談内容はさまざまですが、そのうち約半数が空き家バンクに登録または登録準備に入っており、活動の成果も出始めている状況でございます。従いまして、引き続き幅広い広報活動を行いながら、空き家バンク等の認知向上、また登録件数の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

担当課長から、前向きな答弁いただきました。頑張っておられることがよく分かりました。これが非常に大事なのは、課長もおっしゃったように、移住者の促進と同時に、現在、島内でも労働者がたいへん不足しています。企業に聞きますと、雇用しても住むところがないという状況もありまして、たいへん困ってるそうです。民間の余力のあるところは、つまり財政力のあるところは、自分たちで、そういう造ってます。

でも一般的には、なかなか自前の居住するアパートとか造れないので、例えば、公の建物、あるいは町営住宅等の使用など考えていただければ、可能であ

るならば、それをシェアハウスとしても利用できるのかなというふうに思いますが、担当課長、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

町の町有施設、さまざまあるとは思いますが、なかなかどういうものがある、どういうふうに、というなりますと、なかなか1つの課ではなかなか難しい。その点については、また関係各課でお話はさせていただきたいと思います。ただですね、令和6年度には移住促進空き家活用型事業所の整備補助金といたしまして、これを拡充して町内の事業者についてもこれを活用して、例えば、自分、自社のアパートとかの整備もできるように拡充をしておりますので、このようなところも勘案しながらやっていただけたらなと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

ぜひ頑張ってくださいと思います。

3点目に移ります。

土庄町における野犬、野良犬の対策の現状を伺います。これは、小川議員も野良猫の感染症に大変憂慮されておられて、いうことも、ここで披露しておきたいと思えます。

およそ1年前から、町民の方から相談を受けながら、担当課と協議をし、担当職員も対応しておりますが、動物の命に関わることでもありますので、現状の対策を伺います。

まず1点、まずは、増やさないことが最重要であると考えていますので、避妊対策の現状を伺います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

犬、猫の避妊対策としては、飼い主あるいは飼い主のいない猫を管理する活動を行っている団体に対する不妊去勢手術の助成を行っております。飼い犬は平成28年4月から、飼い猫は令和2年4月から、一定の要件はありますが、不妊去勢手術の補助として、犬は1頭3000円、猫は1頭5000円の助成をしております。令和5年度の実績としましては、犬が2頭、猫12頭の助成実績でした。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

2点目ですが、避妊手術は、いろいろ住民の方と話をしますと、個人の善意でもやっております、今現在、課長おっしゃられました補助金、この5000円が、もう少し、補助金を増やすお考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

大野議員の2つ目の質問にお答えいたします。

不妊去勢手術に対する補助額については、県内各市町においても1頭3000円から5000円までの助成額がほとんどであり、土庄町においては令和4年度から猫に対しての助成額を3000円から5000円と増額しており、額については適正と考えております。

飼い犬、飼い猫については飼い主の責任において適切に管理することが前提であるとは考えますが、近年、野良猫の苦情が増加傾向にあり、これ以上増やさないよう、より周知啓発を行っていくとともに、他市町での取り組み等について情報収集してまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

今、課長がおっしゃられましたように、土庄町では野良犬よりも野良猫の問題が大変多くあります。それで、一例を挙げますと、愛媛県の松山市では、避妊手術した野良猫を人のいないところに放す。そして、好きな人はそこへ行って猫と会う。餌はボランティア等がやっているとという自治体もございます。

ただ、この場合は、大変長いサイクルの中で計画的にさまざまな人たちが関わってする必要がありますので、将来は土庄町においても、こういう方向性を検討、考えてみてはどうか。とくに、地理的には山があり実は一部そういうところがございます。私も関係してはいますが、皇踏山の裏に放して、そこへ餌を年配の男性の方やってる。私もときどきやったことがあります。

とにかく今問題なのは、居住してる、多くの密集してる家屋の地域での野良猫が大変周りの方が困ってます。結構ございます。ですので、先ほど申し上げましたが、これから長期的な展望に立って、ちゃんとした計画性を持ってしていかないと、人は減るけれども野良猫は増えちゃう。このような現象になりうるです。その点、もう一度担当課長どんなお考えか伺います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

大野議員の再質問にお答えします。

町としましても、野良猫の被害というのは重々承知しておるところでありますので、他市町での、県内外を含む他市町での取り組み等について情報収集を今後行っていきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

課長おっしゃったように、さまざまな情報いろいろ、まず情報が必要ですので、取っていただいて、できることから、こつこつと計画的にやっていただきたいというふうに要望しまして、この質問は終わります。

最後の質問でございます。

土庄町の離島での選挙の投票について伺います。

1点、豊島、沖之島、小豊島の投票方法の現状を問います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

豊島、沖之島、小豊島の投票方法の現状についてであります。

まず、豊島につきましては、投票日当日、島内に6カ所の投票所を設け、そこで投票いただいております。

沖之島につきましては、小江自治会の区域となりますので、小江いこいの家の投票所で投票していただいております。

小豊島につきましては、平成28年執行の参議院議員通常選挙から、小豊島投票所を廃止し、第1投票所、土庄町立中央公民館に統合しております。投票所の統廃合に伴う移動支援として、投票日当日、船舶を借り上げし、小豊島港から土庄港中央グラウンド横まで1往復運航しております。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

今の現状がよく分かりました。

ただ、この選挙の1票っていうのは、まさに民主主義の根幹であり、できるだけ多くの人たちが負担のない中で投票行動する。このことが大変重要なことだと私は認識しています。これは土庄町に限らず、離島地域の共通の問題であります。今後、人口が減り高齢化しますと、わざわざ例えば、小豊島から高齢の方が土庄町に渡ってきて投票することよりも、できるなら、郵便投票とい

うような方法であれば、大変負担がかからないし、投票率も下がらないであろうというふうに思いますが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員の2点目のご質問にお答えいたします。

小豊島の有権者に対する郵便投票などの負担のかからない投票方法の検討についてでございます。

郵便等による不在者投票ができる方は、公職選挙法において、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの選挙人のうち、障害の程度が一定以上である方、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5である方などと定められております。そのため、一定以上の障害などがある方以外は、当日または期日前投票所で投票していただくしか方法がないのが現状でございます。

大野議員のご指摘は理解できるところでございますが、現状の法制度におきましては、前述のとおり、引き続き移動支援を実施し、選挙人の投票機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

確かに、公職選挙法によりますと、身体的ハンデのある方などの措置は法律で出ておりますが、私今申し上げた、離島の高齢者の方たちの、つまり身体的ハンデのある方は、一応資料もいただいておりますが、あるんですが、物理的ハンデに対しても、やろうと思えば、郵便投票できるわけですけれども、これは国の公職選挙法載つとるわけですから、おそらく地域が勝手にできないであろうというふうには思います。ですから、少なくとも選挙管理委員会を通して、県や国に対して意見を具申する。せめて、それぐらいの前向きな姿勢があれば、大変ありがたいかなというふうには思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、郵便等の不在者投票の対象にならない方でも、個人さまざまな事情により投票所までの移動が困難な方も多くいらっしゃるかと存じます。

過去に総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会の報告におきまして、郵便等投票の対象を拡大するよう提言されているところですが、現状、法制度

の改正は行われておりません。

今後も国の動向を注視しつつ、投票所までの移動が困難な方への支援について研究はしてまいりたいと考えます。

なお、選挙の執行につきましては、すべて選挙管理委員会のほうで実施するものでございます。

また、機会をとらえまして、大野議員がおっしゃったような意見具申等、また努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

大変前向きな返答をいただきました。期待をしております。先ほども申し上げましたが、たかが1票、されど1票。この1票、本当に民主主義の根幹として大切にしていきたい。そのための選挙制度を少しでも投票しやすくなればいいかなというふうに思ってます。意見です。

以上で質問を終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお再開は13時、午後1時より再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休 憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 00 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

1 番 岡本真澄です。質問を 1 点させていただきます。

教職員の働き方改革プラン（案）についてお聞きします。

令和 6 年 2 月 21 日に開催されました閉会中の教育民生常任委員会の中で、土庄町の教職員の働き方改革プラン（案）についての報告がございましたが、昨年の 9 月定例会におきまして、私が質問させていただいた内容も含めて、併せてお伺いいたします。

まず、1 つ目ですが、土庄町の教職員の働き方改革プラン（案）の概要と、今後どのように改善していかれるのかを担当課長、説明をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町教職員働き方改革プランの概要につきまして、ご説明いたします。

平成 30 年 3 月に香川県教育委員会により、「教職員の働き方改革プラン」が策定され、令和 3 年 10 月には新たに、「香川県教育基本計画」が策定されました。その内容と土庄町の現状を照らし合わせ、教育委員の皆さまのご意見をいただきながら案を作成し、4 月の公表を予定しているところであります。

本プランにおきましては、喫緊の課題である教職員の勤務につきまして、本町の目標として、1 カ月の時間外勤務は 45 時間以内、また、1 年間の時間外勤務は 360 時間以内としております。

その改善方法としましては、大きく 4 点ございまして、①業務の適正化、②業務の効率化、③学校運営の改革と意識改革、④保護者、地域への理解促進を柱として改革をより一層推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

4月に公表を予定されてるということですが、課長が今ですね、おっしゃりました4点の改善方法の具体的な取り組みについてですね、新しく導入する、または進めていく取り組みがあればお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、ご説明いたしました4点のうちの業務の適正化ということで、専門のスタッフの配置を考えております。こちらは教育業務支援員（スクールサポーター）でございまして、スクールサポーターの業務の内容でございまして、授業で使用する教材等の印刷や物品の準備、教材・資料の整理保管、宿題等の提出分の受け取り確認、小テスト等の採点補助、学校行事・式典等の準備補助、統計情報のデータ入力、名簿の作成、電話対応、来客受付など非常に多岐にわたっております。これらは教員の方が授業の間の時間で行っていた事務でございまして、それらを専門スタッフが行うことにより業務の軽減が図られると思っております。

また、他市町でも導入事例がございまして、その効果がすでに立証されておりました、十分期待できるものと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

お聞きしますと、そのスクールサポーターですけども、相当業務量が多い気がいたします。土庄町として何名採用されるご予定かというところと併せてですね、その方を雇用するにあたって国とか県とか何かしらの補助があるのか、併せてお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

配置につきましては、土庄小学校と土庄中学校に各1名ずつを考えております。

また、補助につきましては、香川県の「教員業務支援員配置事業」におきまして、報酬、それから交通費につきまして2分の1以内での補助をいただけるということになっております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

業務の適正化という部分は分かりました。

そのほかにですね、4つ改善方法があったと思うんですけど、そのほかに何か新たな取り組みがあればお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

業務の効率化という部分で ICT 化の推進。校務支援採点ソフト、いわゆるテストの自動採点、こちらのソフトの導入を考えております。問題と、それから回答、こちらをソフトの中で作成いたしまして、その問題をプリントアウトして、生徒に答えをしていただくと。その用紙を回収してスキャナーで読み取り、AI で採点を行うものです。こちらは、少々難しい記述問題でも対応ができます。

また、記号問題。例えば、「1～3 から選びなさい」、あるいは○×、こういった記号問題に関しては、圧倒的に時短となります。

また、テストのその採点の集計業務、こちらのほうも自動ですので、非常に効果的でございます。

それから、全体での集計作業ということで、平均点であるとか、得点の分布とか、そういうものもできますし、それらでどこの部分が生徒たちができないか、そういうところも判定できまして、今後の授業のやり方と、いろいろな面で有効な活用ができると考えております。

また、こちらなんですが、先日、名古屋市ですが、全小学校と中学校の公立の学校、こちらはもう全校がこのシステム導入して、その中で教師の方が約、採点時間等につきましては半分になったと、そういうふうな言葉を私は読みましたので、ぜひ役立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ほかの自治体におかれましてですね、そのシステムを導入することによって、相当時間の短縮につながってるという課長の答弁がありましたけれども、今現在そういうことを考えられてるということで、このですね、データの集計とか点数の分布の傾向とかですね、そういったものの掌握といった点でも、すごい

今聞いてて魅力的なことだなと私も思います。

けれども、それするにあたってですね、結構便利がいいものだなと感じるとともにですね、一体どれぐらいの費用がかかってくるのかなっていう、ちょっと疑問があるんですけれども、お願いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

来年度、そのソフトの使用料 13 万 2000 円を計上しております。こちら、土庄中学校のほうに導入予定でして、全部の教科で利用することができます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

お話を聞いてるとですね、すごくコストパフォーマンスはいいのかなと思います。今、2 つ改善方法お聞きしましたけれども、他、もしあればお願いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

メールシステムのことでございますが、現在学校のほうから児童生徒のほうへ一斉メールを配信しておるところでございますが、その機能に、返信できるように欠席確認、あるいは健康確認、そちらの返答ができるようなシステムを追加したいと思っております。保護者の方はメールで、その日、もし欠席したい場合には、学校のほうの代表アドレスに送っていただいて、それを学校のほうでは教員、複数の教員がそれを共有することができます。

また、それは記録に残るというメリットもございますし、また、朝、普段休む場合ですと、電話で対応しておるのが、メールでの対応となりますので、朝の時間というのは非常に有効に使えるようになると思われま。

また、それらを導入するにあたりまして、保護者からのメールの内容で心配事、あるいは悩み等についての相談も学校のほうが、それを受信できると。そうなりますと、複数の教員が共有しまして、いじめの早期発見であるとか、あるいは、ほったらかしにしない。皆さんが共有しておるので、そのことに対してきちんと対応するということが考えられます。こういうことは非常に重要でして、また教員がそのことを 1 人で抱え込むということが、おそらなくなっ

ていくんだろうと。どうしても難しい問題は 1 人で抱えて精神的に病んでしまう。そういうふうな教員がおられますので、そのことに対しての改善にもなるのだろうと私は思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

今、お聞きしていますと、最近学校から通知が保護者に対して届いたと思うんですけど、それって「リーバー（LEBER）」っていうアプリのシステムのことですか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

これもなんですけども、相当便利なものかなっていうふうに今お聞きしてですね、思ったんですけど。これも一体どれぐらいの費用がかかるか分かればお願いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

初年度は、このリーバーという会社の実証実験ということで、初期費用はかかりません。令和 6 年度は費用はかかりません。

ただ、次年度以降は児童 1 人につき 22 円、月額 22 円の費用がかかります。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

時代の変化といいますか、相当便利なものが安価で出回っていったら

と思いました。

次の質問に移らせていただきます。

次にですね、昨年度からの改善点といたしまして、留守番電話の導入についてお話をされておりましたが、その効果はどうでしょうか。お聞かせください。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

各小中学校で、今年の 5 月から留守番電話を導入いたしました。設定時間はそれぞれの学校の判断により異なりますが、基本的には録音により要件をお伺いし、翌日に返信する仕組みとなっております。

また、「急用の場合は、役場の宿直へ連絡をしてください」と、お伝えしておりますが、現在のところ、急を要する電話はございません。こうしたことから、教職員の時間外での負担の減少に一定程度効果的であったと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

どうもありがとうございます。

急用の場合は、役場の宿直へ連絡。で、今現在ないということなんですけれども、今ないからいいんですけれど、もしあったときとかに対しての対応マニュアルみたいなのかっていうのもあったりするんでしょうか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

マニュアルはございます。まず、当直にかかってきた場合に、その内容等を当直の方にご確認をいただいて、急を要するかどうかという、まずその問いをさせていただいて、急を要しない場合ですと、もう次の日に、翌日に学校のほうにかけてください。

急を要する場合と申しますのは、先ほどの聞き取り内容を、まず私。で、私に連絡がつかない場合には指導主事と、そういうふうな教育総務課の中での順番がございます。そこから次に、内容をもう一度吟味しながら小学校あるいは中学校の管理職のほうへ、こちらも順番ございまして、そちらのほうにかけて対応していただくというようなことを、宿直室にもその流れフローチャートをきちんと配置しておりまして、そういったマニュアルが整備しておる状況でござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

緊急時の対応というところをしっかりとされているというところが確認できましたので、次に移らせていただきます。

次、3 点目ですね、長時間勤務の教員の勤務時間のほうはですね、改善などされているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

質問にお答えいたします。

時間外勤務につきまして、とくに 6 年度の重点推進目標としましては、月 40 時間を超える教職員の割合が、年間を通じて 5 割以下となることを目指しております。

2 月末現在での令和 5 年度平均では 55.2%となっており、まだ重点推進目標の 5 割以下には届いてはおりませんが、4 年度の 67.7%より約 13 パーセント減少をしております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

少しずつではありますが、教職員の時間外勤務が改善されているということはいいことだなと思います。

またですね、9 月の定例会において、私が教員の残業時間をお聞きさせていただいた際にですね、令和 4 年度時点の実績で年間 720 時間以上残業されている教員の方が 30.6%と、課長おっしゃっております。これですね、目標の 2 倍にあたる時間なんですけれども、こちらのほうも改善されているかどうか、お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

手元の資料では、2 月末現在の数字となります。その中で、昨年度 26 名おら

れた数字というのが、2月末現在では16名となっております。ただ、これは2月末現在の話でございまして、当然、3月どの程度か、ということがございます。3月というのがですね、一年の中で、その時間外の分布を考えますと、まず1番少ないのが8月、次いで1月、次いで7月、3月というふうになっております。これは、つまりはその学校が休みの日が多いということが、まず1つあるんですが、3月につきましては、それと、あと卒業式、あるいは3年生は入試とかございますが、行事があまりありません。学年末試験といいますのが、2月の末にございまして、テストというのが非常に時間外の原因の1つとなります。そちらがないことを考えますと、この3月の数字がそれほど伸びないであろうということが想定できまして、おそらく延びたとしても約5名の追加程度が想定されます。となると、先ほど申し上げました16名から21名になったとしても、昨年の26名よりは格段に少なくなっておるということでございまして、数字で申し上げますと、昨年度が30.6%近辺ということでしたが、約26%程度には改善すると思われまます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

町の目標ではですね、1カ月の時間外勤務が45時間以内、1年の時間外勤務が360時間以内となってるんですけども、全国的に見ても香川県っていうのが、結構時間外勤務の時間の量が多い、ほかと比べて多くなってる都道府県ではありますけれども、その目標、町が掲げてる目標っていうのは達成可能なのかどうなのか。課長どうお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

なかなか一長一短で、こちらの目標が達成できるとは考えておりません。

しかしながら、少なくとも昨年度、非常に多い数字、例えば、月45時間以上の教職員の割合と申しますのが、昨年度67.7%ございました。そちらが現在のところ55.2ということでございますが、明らかに今年さまざまな施策を講じてきて減少傾向にあるということがございます。

これからさらに、さまざまな面で、こういった施策を続けていくことと、それから教員の皆さまの意識改革、こちらも学校サイドへ非常にお声がけさせていただいて、教育長からも、いつもそういう話をさせていただいております。そういうことが進むことによって、少なくとも重点推進目標の50%を切れるとい

うことは、それほど遠くない時期ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

すぐにはですね、難しい話だと思いますがしっかりとですね、サポートしていただいているというかたちで頑張っているんだというのが分かりましたので、ちょっと次に移らせていただきます。

では、続きましてですね、教職員のメンタルヘルスに関するサポートについてお伺いいたします。お願いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

定期健康診断や人間ドックの受診のほか、ストレスチェックを実施し、教職員が過度なストレス状態にないかの確認をしております。また、医師への面談も斡旋しているところです。

なお、月に時間外勤務が 70 時間を超えた際には、管理職による面談を実施しており、さらに、学期に 1 回は校長が全教職員と面談をしております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ストレスチェックの実施頻度というのは、どれくらいかっているところと、あと、今年度においてですね、医師と面談された職員の方はいらっしゃるのか併せてお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

ストレスチェックは、大体 11 月から 12 月にかけて年に 1 回実施をしております。

また、その中の設問の中で、医師への面談を希望するかどうかというのがございまして、2 名の教員の方いらっしゃいました。その方と医師との時間を、都合をつけていただくのはお互いで都合をつけていただいておりますので、どういふふうな、いつ面談したかまでは、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

2022 年度の話になるんですけど、文部科学省によるとですね、鬱病などの精神疾患による公立小中高などのですね、教職員の病気休職者っていうのは 6539 人で、これが前年度比 642 人増です。2 年連続で最多を更新しているそうです。教職員の方がですね、健康で元気でいられるっていうことは当然、子どもたちにとっても大切なことだと思いますので、今後もしっかりと町としてサポートをお願いいたします。

次に、部活動の地域移行への取り組みについて、目的や経緯について説明をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

学校の部活動は、授業だけでは達成することのできない、さまざまな教育的意義を有しております。しかしながら、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、とりわけ教職員の過大な負担が全国的な課題となるなどする中で、その解決方策の一つとして、令和元年度に中央教育審議会において、部活動の地域移行に関する言及があり、その後、スポーツ庁と文化庁が令和 4 年 12 月に策定したガイドラインでは、5 年度から 3 年間をかけて公立中学校の休日の運動部の部活動を優先して、段階的に地域移行を進めるとされたところであります。

こうした状況の中で、教育委員会では、令和 4 年 9 月に中学校の教職員を対象にアンケート調査を実施し、その後、土庄町体育協会常任理事会、土庄町体育協会総会および土庄町スポーツ少年団総会におきまして説明会を開催しました。

令和 5 年 7 月には、土庄中学校の教職員、保護者、生徒へのアンケート調査を実施するとともに、町文化協会会長に状況について説明をさせていただきました。8 月には、土庄中学校教職員への説明会を行い、その夜に体育協会理事、競技・文化団体関係者、小中学校校長を交えて、第 1 回部活動の地域移行に関するフォーラムを開催し、現在の状況や今後の方向性につきまして、共通理解、協力を得られるよう取り組みを進めてまいりました。

そうして、9 月に土庄中学校保護者、生徒へ説明会を行い、12 月に第 2 回フォーラムを開催し、それぞれの競技ごとに各種団体の指導者、部活動顧問、行

政で話し合いを行い、おおむね顧問の先生の考え方を尊重すること、指導方針や時間等に協力をする方向となりました。

その後、今年の2月に同様のメンバーで第3回フォーラムを開催し、具体的に、謝金、傷害保険、試合への引率、交通費、次年度以降の取り組みについて協議を行いました。

以上が経緯となりますが、協議を進めていく中で、競技団体の活動時間と部活動の時間にズレがあることや、土日以外でどの程度受け入れてもらえるのかなど、課題はまだまだ埋まっていない状況でありますので、引き続き、検討、協議してまいります。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

まずは、関係者の理解がなければ進めることはできないと思います。複数回にわたってですね、丁寧にしっかりと説明をされているということが分かりました。来年度は、部活動指導員もしくは外部指導者による協力要請というかたちが目的ということによろしいですか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

岡本議員のおっしゃるとおりでございます。まずは競技団体の競技団体等の指導者を部活動指導員としてご参加いただき、相互理解、また関係構築、こちらを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

部活動指導員っていうのは、雇用形態といいますか、部活動に付きつきりになると思っていますので、その費用とかはどのようにお考えになられているかお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

本年度、対象となりますのは、土曜日あるいは日曜日の部活動指導員という

ことになりまして、多くても週に 1 回ということで、会計年度任用職員、こちらのほうで本年度は雇用をしてまいりたい。そのように考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

地域移行していく部活動っていうのは、今運動部っていうふうにおっしゃってましたけど、後々はすべての部活動が対象になっていくんですかというところと、あと先ほどのフォーラム開催されたとおっしゃってましたけど、そこで、すべての部活動の関係者が集まって参加されたものなのか、これお願いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

フォーラムに参加いただいた団体等につきましては、まず、こちらのほうお話をさせていただいて、協議が整った団体となります。受け皿となる競技団体があること、あるいは、われわれの方針に対しましてご理解いただいた競技団体のほうが、ご参加いただきました。

こちらのフォーラムに参加いただいておりますが、野球、柔道、剣道、バレー、それからバトミントン、それから卓球、それからブラスバンド、以上の 7 団体が参加をしていただきました。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

全部が全部というわけでは当然ないとは思いますが、今回ですね、フォーラムに参加していないこの関係者、そうですね、フォーラムに参加していない方たちの部活っていうのは、どうなっていくというか、参加していない部活動っていうのは、その部活って後々どういうふうを考えられているのかって言うんですかね。すみません。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

部活動、現在土庄中学校で 13 ございます。その中で、例えば受け皿となる競技団体が土庄町に、あるいは小豆島にあるかどうか、こちらのほうがまず 1 つ大事なところであろうと思います。そちらの団体がない以上、部活動の意向はできないということでございまして、その場合は、従前の通り教職員が、そちらの部活動の指導をしていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

令和 4 年度の香川県総合教育会議という資料の中でも、「少子化が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が難しい状況にある」と、「専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる」とありました。

またですね、国や県から出されている学校基本調査でもわかるように、これから生徒数っていうのは減少していくと思いますけれども、将来的には東かがわ市でやってらっしゃる 3 つの中学校の部活動合同チームのようにですね、土庄町においても小豆島町との連携が今後必要になっていくのではないかと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

岡本議員のおっしゃるとおりでございまして、競技団体によりましては、団体競技ですと人数が足りない、そういうふうなケースと申しますのが、今後出てくると思われます。そういった場合に、合同チームであるとか、あるいは小豆郡の中で団体を作って、そこで競技をしていくとか、そういうことが考えられますし、そうなりますと、また、練習場所も練習も合同で行うとか、そういうことを今後考えていかないといけないと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

そうですね、今後進めるにあたってメリット、デメリットいろいろあるとは

思うんですけれども、ほかにですね、もし問題点とかがあれば、教育長お願いします。

○議長（濱野良一君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

ご質問にお答えします。

部活動の地域移行については、メリット、デメリットの両方あると思います。

メリットとしましては、チームが組めないといった先ほど話したように、部員数が足りない場合の対応や専門の指導者による技術力の向上、教員には素人の人が部活動してる場合がありますんで、そうでない専門の人が指導にあたる。で、技術の向上になる。

また、地域の子どもは学校を含めた地域で育てるというまちづくりを推進し、地域の人との関係性を深め、ふるさとを愛する人材の育成、そして教員の負担軽減などが考えられます。メリットとして。

一方で、指導者の確保や指導の過熱化、いわゆる勝利主義の指導。トラブルが発生した場合の対応等についての問題が考えられます。さらに、土庄町で完全移行、つまり放課後や休日に学校の教員がいない状況で、中学生が競技団体の練習に入り、一緒に活動することは可能な団体があるかどうか。部活動活動時間や、その活動回数、頻度、また完全に指導を任せる指導者がおられるかどうか。競技力の指導だけでなく、もっと大切な心の教育。指導などの、指導をどの程度やっていたか。そして、学校の教育方針にのっとり、学校と十分に連携して指導に当たっていたかなど、まだまだ課題は多いと思っております。

しかし、少しずつでもできる部活動から前に進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

これからのことですから、なかなかですね、都会の成功例とかのようにはいかないことも多々あると思います。

しかしですね、その中で、教職員の方たちや、生徒の方々のためにも、土庄町に合ったかたちをしっかりと考案していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

8 番 立憲民主党 鈴木美香です。

今回、3つ質問をします。一番最初は、まず1つ目、先ごろから皆さんともかぶりますが、防災について、切り口が女性に配慮した取り組みということで質問いたします。

先頃の能登半島地震の避難所の状況を踏まえた女性に配慮した取り組みなどについてお伺いします。まず1つ目、防災会議には女性も入っていると思いますが、総数のうち何人おられるのか。そして、女性の意見は取り入れられているのかお伺いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

防災会議の委員は、警察、消防をはじめ、香川県、公共交通機関の代表者や、議会、自治会、病院、各課長やその他幅広い関係機関により組織されており、委員総数32名のうち、5名が女性委員となります。

また、防災会議においては、土庄町地域防災計画の修正について、委員の皆さまからご意見をいただき、反映していくこととなります。

今年度の防災会議では、とくに女性委員の皆さまからのご意見はございました。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

先ほども女性の意見がないということなんですけど、やはり災害避難所、今回の災害避難所の運営でも、女性の困りごとが多いとの声があり、新聞報道でも多々されています。避難所ごと運営側に女性が必要との指摘がありますが、それはお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

避難所の運営につきましては、「土庄町避難所運営マニュアル」に基づきまして、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行うため、避難所の運営委員会には複数の女性を参画させることとしております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

それは現行では参加して、そういうふうになってるのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

現行の避難所運営マニュアルが、避難所の運営にあたりまして女性の運営委員を参加させることとなっております。避難所運営にあたって運営委員会というものを設置するようになりますので、今どこの避難所に対して誰々を入れるというふうなかたちではなく、避難所に避難した方の中から女性を選んでいくということになります。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

了解しました。先ほどもトイレのことをお伺いされた方もおられるんですけど、やっぱり今回も身体・健康の問題に関しても、衛生問題に関しても、そして性暴力に関しても、大問題になってるのがトイレ問題です。簡易トイレを 40 基の予定があるということですが、どのような形状の簡易トイレなのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。簡易トイレというのは、段ボールで、中にビニール袋を入れて、凝固剤を入れて利用するようなかたちのものがございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

はい。そうですね。例えばまたちょっと土庄町は下水道が完備できてないのかもわかりませんが、下水道、マンホールトイレとかっていうのが、結構使い勝手というか人数制限がないので、できないのかなってというのはちょっと素人考えなんですけど、そのようなことは考慮ができなんでしょうかね、やっぱり、下水道が完備できてませんのでね。一番人数が確定しない、その 40 基しかない、40 個しかできないので、ちょっと少ないのかなと。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

簡易トイレはあくまでも簡易トイレでございまして、災害の際にですね、今ある公民館やそういうところのトイレが全然使えないという意味ではないと思いますので、まずそちらを使っていただいたうえで、その数が足りない部分については簡易トイレを利用していただく。

マンホールトイレ等につきましても今後ですね、防災の対応につきまして研究していく、し尿処理の関係のいろんなルールもあろうかと存じますので、検討していくとか、研究していくというふうなことになろうかとは思っています。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

おそらく今回も能登でトイレがすごく詰まったりなんかして、水が出ないのが、今回相当なんですけど、なのでやっぱりちょっとあらゆる方策を考えとかないといけないのかなあっていうのは、ちょっと私は考えました。では3つ目、授乳室、やっぱりこれも今回も報道されてますけれども、授乳室ですとか女性の着替え室などは想定されてるか、防災に載っているか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し述べました、土庄町避難所運営マニュアルにおきまして、授乳室、更衣室の設置についても示されているところでございます。女性の視点に配慮した避難所運営を行っていきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

それはもうぜひ、はい、早急にと思います。

今回も二次避難として石川は能登のほうはホテルとか観光客の多いところなんで、ホテルとかと連携してるっていうんですけど、前回の2004年の災害のときに、ちょっと私ホテルに勤めてたんですけど、お風呂ですとかを連携してたらよかったのになあって、個人的に思ってたんですけど、そういう連携とか話し合いとかっていうのを具体的にされてるんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

2次避難先等とかとしてホテル等と連携はできるかということについてでございますが、土庄町地域防災計画におきまして、旅館やホテル等避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとしてとされているところでございます。災害時の避難所としては町内外のホテルなどとの連携を図っていきたいと考えております。

なお、県におきまして、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定、これは香川県全体というふうと考えていただければよろしいかと思いますが、それを締結しておりますので、この協定に基づきまして対応してまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

先ほど私の経験を言ったのが2004年なんで、ちょうど20年前なんですけど、土庄本町あたりが、やっぱり水ですとかすごく災害、水害がありまして、「水道が使えない」とか「お風呂が入れない」という声が聞いてて、そのときは連携ができてなかったんですけど、それから変わったということなんですかね、どうなんでしょうか。今はその時のとは状況が変わっていると考えていいんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

お待たせいたしました。

県の協定を結んでいるのは令和元年の5月でございますので、ちょっと高潮のときにはまだこの協定は結べておりませんでした。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

あのときもすごく私は個人的にお風呂を提携してたら入れるのになあと、とっても思いましたので、ぜひそういうところから災害するとすごく心が泣いたりしますので、次回、万が一良くなっていると信じます。

では最後、避難所での性暴力対策の検討をしていますか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

性暴力対策といたしましては、女性専用スペースを確保できるよう部屋を分ける、パーテーションで区切るなどといった対応を実施するため、施設状況に応じて避難所のレイアウトを検討していく必要があるとは考えております。

また、地域防災計画でも、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮するものとしており、とくに女性専用の物干し場等の設置や巡回警備、または防犯ブザーの配布等による指定避難所による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとするとうございます。避難所での性暴力対策にも今後配慮してまいりたいと思います。さらに、避難所運営に当たりまして、女性や子どもは複数で行動することや、夜間の行動を避けること、被害を受けたら相談する体制をつくることなど、性暴力を防ぐ対策についても、今後避難所運営マニュアルに記載してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

実は隠れた大問題が、この避難所での性暴力です。これは、やはり表沙汰にはなかなかできないので、ご存じのない方が多いんですけど、珍しいことではなく、かなり深刻な事案が多々発生しております。意識的に部屋を分け、先ほどおっしゃっていただきましたけど部屋を分けるとか、暗いところ行かないとか、周知をするとか、ポスターをするとか、ブザーをすることによって、もう徹底的なものを用心していただきたい。そして、みんなが安心して避難できる場所を作っていただきたいと思います。

あと、最後に質問、ちょっと載せるのが間に合わなかったんですけど、現行では他市町は小学校区ごとで毎年避難訓練を行っていると聞きました。土庄町でも希望地区を募るではなく、毎年地区ごと、順番に防災訓練をするようにしてほしいと思います。そうすることによって、おのずと実感ができることもあるのではないかと思います。何か答弁できますか、検討をお願いしたいなと思っております。お願いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

土庄町総合防災訓練、今年度久しぶりに実施いたしました。総合防災訓練は毎年ですね、自治会の連絡協議会のほうで、希望する自治会の方とかに手を挙げていただいて実施しております。その実施に当たりましては、できる限り

ですね、1つの自治会に偏らないように、さらに、また地域に偏らないようにというふうなかたちで検討しておりますので、そういうかたちで実施していけるものと考えております。また、さらにはですね、先日ですね、自治会の代議員会のほうで、「地域におきましてそれぞれの自治会で、町の総合防災計画に頼るというものではなく、また困り事だったりとか、防災訓練をやってみたい、その地域単位で防災訓練をやってみたいというようなご要望がございましたら、また町のほうにご相談ください」ということでお伝えさせていただいておりますので、そういったかたちでですね、先ほど小川議員さんのご質問の答弁もさせていただきますましたが、地域のほうからも自助・共助の部分で、防災体制を整えるというふうな体制をですね、今後推進していくようなかたちで進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

その答弁は、前回の課長のときにもいただいてたんですけども、半強制的っていうのは言葉はきついんですけど、やはりもうこちらから、やってくださいじゃないと、地区の方はやっぱり、なかなかいろいろ面倒なこともありますし、だから、ちょっと土庄町は他市町に比べて若干遅れているのかなあと。小豆島町のほうは、もう毎年やってます地区で。それ私も目撃しまして、それ当たり前だろうみたいなこと言われましたんで、1回面倒でもやってみると自分で実感・体感できるので、あとお年寄りが不安なところはどこなのかっていうのがやっぱり出てくると思うんですね。それすごく、もちろん皆さんご負担が増えるかと思いますが、そのあたりは、ちょっと町のほうから、やっぱりこう言っていたかかないとなかなか難しいのかなあと。大きな災害となりますと、行政・消防署の手がもう回りませんと言われてます。フェーズフリー、これも何度も申し上げましたけど、もうあの日常、非日常の垣根を超えて普段からも食料のストックや日用品、またテント、寝袋など、個人でできることをできる範囲の備え、対策を意識しているように集中していただきたいと思います。これも皆さんとおっしゃるのかぶってますけど、そのようにお願いします。

では、2つ目の質問にまいります。

一般社団法人小豆島北部みらいについてお伺いします。北部地域の活性化のための団体設立というふうに伺いましたが、小海の残石公園以外、どの地区、地域で活動しているのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

活動地域につきましては、大坂城残石記念公園でのふるさと市のほか、東京農業大学の四海地区や北浦地区など北部地域におけるフィールドスタディへの学習協力、モンベルとの連携イベントである石の島ハイキングでは、大部地区の山の観音や御来迎の滝などをコースに取り入れております。

また、日本遺産関連事業では、笠岡市での石の島シンポジウムにパネリストとして登壇、さらには首都圏における東京農業大学やかどや製油等との産学官連携事業（小豆島マルシェ）において、オリーブをはじめ、醤油や小豆島島鱧、小豆島オリーブ牛などの北部の特産品の PR を行っております。

また今年 23 日には、屋形崎の瀬戸内国際芸術祭 2022 作品「はじまりの刻」設置広場において、北部のアートと夕陽と音楽をテーマとした「夕陽のコンサート」を開催予定であります。このイベントでは、地元北部出身アーティストのコンサートや小豆島オリーブ牛などの特産品の PR、また日本遺産 PR のため大部地区の「石きり寿司」や、丸亀市からは青木石の石臼で挽いた「石臼コーヒー」を振る舞うなど、北部の魅力発信に努めており、島内に限らず、島外におきましても幅広く活動しているところです。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

では 2 つ目、北部地区の玄関口の大部港の閉鎖は、北部にとっては大きな事案だったと思うんですが、その頃にお話し合いとかはされてたんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

外郭団体である小豆島北部みらいの立場としての回答は差し替えさせていただきますけども、商工観光課としましては、現状を認識しながら、当法人また関係各課と連携して北部の豊かな資源を活かした賑わいづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

いろいろ事業やってるんですけど一番大事な、その窓口のあたりは外郭団体で話がちょっと分からないっていうのが、ちょっとなかなか私は理解ができないんですけど。すごくいろいろ想像以上に事業されてるっていうのはよく分かりました。それで、それに対するバックではないですけど、そのの効能という

のっていうのはどこに発表したり、効率、なんていうんですか功績ですか。功績っていうか、それをやってるのにどういう効果があったとかっていうのは、どこに発表したりとか、公表したりしたりっていうことはあるんでしょうか。マルシェ行ってどんだけ売り上げが上がったとか、ブルゾン売っててどんだけ利益が上がったとかっていうことですよね。すぐお答えできんかったらいいんですけど。そういうのがちょっと疑問点と、ここにも書いてるんですけど、私の意見としては観光協会がやっと一本化して、それで土庄町小豆島町が小豆島として、目的を活性化させるっていうのがあるんですけど、やっぱりここで北部の団体が残ったと。そこが頑張ってくれるのはいいんですけど、前回の大野議員の質問で、自立を目指しているという答弁があったんですけど、すでに設立から6年経過しています。メンバーが一新して、新たにスタートしたと答弁しておられましたが、今後自走できる見込みがあるのかというのが、若干疑問で、先ほどの事業報告でも、小豆島マルシェにしても石のシンポジウムにしても、事務局が観光課にあるのであれば、町の事業と変わらないのではないかと私には見えます。それ以上にたくさん事業があったっていうのはちょっと今回の知ったんですけど、やっぱり観光協会が一本化で絞ったのであれば、まだそこに外郭団体があって、しかも町から毎年補助金を出すっていうのはやっぱり非効率ではないかと私は考えます。これらの理由によって、1度北部みらいの補助金はやめたほうがいいのではないかと私は考えてますが、それに関する答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

小豆島北部みらいは、「小豆島北部を中心とする多様な観光資源を活かし、地域の文化、芸術および観光の振興を図ることにより、地域経済の活性化に寄与すること」を目的にしています。一方、観光協会につきましては、その地域全体の観光振興を図るため、広域的な情報発信やツアーの造成、関係団体の調整、地域のブランドイメージの醸成などを主用務としており、役割が異なります。

町の今後の持続的発展を展望していく上で、北部地域の振興を図っていくことは不可欠であると思っております。観光振興のみならず、地域の生活基盤や産業振興の面からも、残石公園の運営等を核とした「小豆島北部みらい」の活動には、町としても大いに期待しているところであり、現在、北部の新たな特産品づくりや、イベント開催による賑わいづくりなどの事業を行うための補助金を支出しております。

当法人は、昨年地元自治会長にも参画していただく体制を整えたところであ

り、ようやく地元からも認知していただける団体として再出発を果たしたところでもあります。

また、自主財源の確保にも現在鋭意努力しており、今後、着実に事業や活動範囲を広げ、体制も充実できるように自立、発展させてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

以前も、おそらくそのような返答をいただいたように記憶してはるんですけども、北部みらいで、でしたら北部みらいだけではなく中部も南部もっていう、これも大野議員もおっしゃってましたけど、ちょっとバランスを欠いているんじゃないかなと思うのと、やっぱりもう何を言っても財政が厳しいと、今後ますます厳しくなるのは中間予測でも出てると。そのうえで、給食費無償化はお金がないからできない。訪問介護を賃上げしてくれって言ってもお金がないからできないうえで必要不可欠を、やっぱり個人的な人ほど、やっぱそういう、今、必要不可欠なところに振り替えるっていうのが、やっぱ何よりも大事じゃないかなあって私はどうしても思ったりします。今、北部が活性化しないというけど、やっぱりそれを観光協会全域で考えて事業ごとに、今回はもう北部のこの事業、力を入れるとかっていう考え方でいいんじゃないかなと思うんです。行政に取り込むという、そもそも立ち上がったのも地元からの要望ではなくて、三枝町長が立ち上げましたよね。それも何か私的にはなんか、北部の人たちが一生懸命やってくれっていうんでしたら、地区の人がっていうのは何か納得できるんですけど、概ね感想になってしまっただけで説得力はないですけど、ちょっとこう、もう5年なら5年、3年なら3年のめどをかけて、自立できないのでしたらその折にはもう本当に解散なり解消なりしてほしいと思います。これは返答はいいです。

では3つ目、雇用対策について、町長の施政方針にも言及されていましたが、小豆郡地域雇用創造協議会が、雇用促進や魅力ある働く場所の確保に取り組むとありました。しかし現在、あらゆる職種、とくに介護士、看護師、保育士、教師、ドライバーなどが深刻な人手不足に陥っており、現場はかなり疲弊、利用者にも影響が出ています。そんな中の雇用促進とは何を指しているのか、お伺いしたいです。町長ですかね、担当課で結構です。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

雇用対策の取組みとしましては、国の事業を活用し、小豆郡地域雇用創造協議会が令和4年度から実施している地域雇用活性化推進事業（通称島ワークプロジェクト）を柱の一つと位置付けております。

協議会は、土庄、小豆島両町および両町の商工会などで構成し、さらには香川労働局やハローワークの協力もいただきながら、島内の企業や事業所の情報発信の強化や雇用環境の底上げなどにも取り組んでいるところであります。

具体的には、企業向けの支援として、事業者が自身の魅力が見える化し、求職者に届けるための基礎研修やセミナーの実施、求職者向けの支援として、デジタルのスキルを身につけるための研修や講習の実施、マッチング支援としまして、移住就職セミナーや合同企業説明会の開催、インターン活動などを実施しております。こうした官民を挙げた取り組みにより、令和4年度は15人、令和5年度は51人の雇用創出につながっております。

鈴木議員がおっしゃるとおり、賃金水準や労働環境などが深刻な人手不足の一因であることは申すまでもないんです。しかしながら、厳しい経営環境の中で、なかなか大企業のような改善がしたくてもできないので、中小零細や地方の事業者は苦しんでいるところがあります。小豆島も然り、そうであるからこそ、行政として、地域の産業や観光振興に取り組んでいかねばならないと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

先ほど課長もおっしゃいましたけど、その発信ですとか、ITですとかっていうのは、その次の段階だと思っすよね。職場は引く手あまたで人がいないゆえに続きません。島の離職率と転職率はとても高いです。人が島外、都会に行ってしまうのは、島の労働環境が悪い。まずやっぱり低賃金、そしてとても少ないお休み、そして有給が取りにくいんです。古い慣習、すぐに上司が残っていると帰れないとか、こういう内的な状況が多く理由なんです。だから、もちろんお金が一番ですけど、働きやすい、楽しい、ものすごくお互いが、何て言うんですかね、協力し合ってる職場っていうのは、離職率低いんですよね。だから、そういうことのほうが私は大事なのではないかと思っすけど、これ事業所ごとの話なんで、行政がどうするかっていう問題とは別だと思っすけど。私の経験値とすると、大阪から帰ると本当にこういうことが全然できてないっていうのがありまして、私自身もいろいろな職業変わりましたが、やっぱり他の方々も働きにくいという理由で変わってます。このことは、町が一般の企業だから手が出せないっていうのは分かるんですけど、でもこれが改善せん限

り、無理なんです。人が定着する、とくに移住者の方は、そういう働きやすいところから田舎に来てるので、まず定着本当に難しいと思います。それは、どうしたらいいと思いますか。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木委員のご質問にお答えいたします。

行政として企業への直接的な賃金の支援というのはなかなか難しいってことはもうご認識だと思っています。雇用全体へのバックアップなど側面からの支援というのは引き続き、こういった国の取り組みにもやっていますので、引き続きやってまいりたいというふうに思っています。最近ではですね、求職者の方も、いわゆる求める職場環境として、しっかり働いてしっかり稼ぎたいという方もおりますし、中には休日のそういう過ごし方ですね、休日しっかり楽しんで、に重きを置いた賃金にとらわれないやり方といいますか、ことももちろん望まれておりますし、あるいは子育て世代の方なんかは、短時間労働ですよね、この時間だけ行けるとか。そういった要望というところにもしっかりわれわれは着目していかなきゃいけないというふうに思っています。いわゆるその働き方の多様性といいますかですね、そういったところにもわれわれは見えていかないといけないので、そういったところ今現在、両町で取り組んでいるその島ワークプロジェクトなどによって、そういったライフスタイルの変化、そういったものに着目をしながらですね、しっかりと事業所に対する各種支援策も議論、今やっていますけれども、そういったもの、また産業界全体の活性化とかですね、企業が元気になるような、そういったところを行政としてしっかりと支援していきたいというふうに今考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

やっぱりちょっと何かずれてるんですけど、やっぱり経営者の方にこういう場を持って、今マネジメントが大事か、いかに人を、楽しい仕事をできるが大事だっということ、まず経営者側に発信し続けなければならないのかなど。働きやすい働き、賃金が必ずしも高くなくても働きやすいところには人が集まるし、おそらく優秀な人も集まってきます。そうすると、相乗効果は生まれると思います。離職率が高いという、いつまでたってもスキルが上がらないんですね。だからどんどん疲弊します。だから、もう今土庄町が若い人が居つかないっていうのは申し訳ないですけど、都会から帰ってきた私からすると労働環境に尽きるんじゃないかと。そういうふうに言い過ぎだと、かうこともあるか

もわかりませんが、そう思います。

そういうふうに事業者の方に、とにかく人を大事にしてくれと、働きやすい職場を作ってくれと、これしつこく言ってほしいです。それしか今のところ私も案がないので、最優先事項は賃金をやっぱり上げることなんですけど、そんなすぐには難しいかとは思いますが、まず土庄町職員の報酬を取っても、県下ずっとワーストなんですね、が続いています。もちろんやっぱり町政は厳しいと、やっぱり言われますけど、今言ったように北部みらいですとか、ちょっと疑問な事業があります。そういうところに使うのであれば、町職の職員にあげて欲しいですし、島内の企業のお手本としても、町から町職員から賃金アップを目指してほしいですが、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

労働力人口がさらに減少すると見込まれる中で、人材の獲得競争が激しさを増しているところです。本町におきましても、優秀な人材を維持、確保するために給与水準の引き上げは重要であると認識しております。

また、鈴木議員のご指摘のとおり、島内企業の給与水準の引き上げにも寄与するものとは思っておりますが、人件費の上昇は町財政を圧迫することとなり、すなわち住民負担を伴うものでございますので、人勸等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、本町におきましては、上位の役職へ昇格するハードルが以前より低くなったことなので、今後、給与水準は改善していく見通しとなっていることを申し添えます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

堂々めぐり、ありがとうございます。

今後改善していくっていうのは本当にありがたいと思います。とにかくワーストから抜け出てほしいです。やっぱりどう見ても、私の視点からちょっとこれはどうなのっていう事業はどんどん、どんどん人に投資に振り替えるっていう方向性を町が持ってほしいなと思ひまして、質問を終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は 14 時 20 分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後 2 時 11 分

再 開 午後 2 時 20 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

なお、皆さまにお知らせをいたしておきます。

ネクタイは本日着用しておりませんが、花粉症がひどいために突然に届け出がございましたので、許可しておりますことをご理解ください。

○9 番（福本耕太君）

マスクもちょっとごわごわして駄目なもので、逆に花粉症で、ちょっと外させてもらいます。

それでは質問に入りたいと思います。日本共産党の福本耕太です。

公共施設の再利用に関する規約、定款、ルールですね。これの作成についてお伺いしたいと思います。

昨年の 9 月の定例議会におきまして、私は本来の使用目的を終えた公共施設の再利用のあり方について質問に立ちました。今後、さまざまな局面でトラブ

ルが起きないために基準を作るように、という具体的な提案を行いました。私は 9 月議会に提案いたしました内容につきましては、まず、地域住民の公的利用を最優先にして、これを前提にして地域住民が活用しない場合において、民間活用を検討するという。で、その場合でも地域住民の皆さんには、報告と説明をしっかりと行い、理解を得る努力を丁寧に行った上で、老人とか障害者、児童施設などの公共性の高い施設の誘致を最優先するとともに、その計画がない場合において、一般の商業施設での活用を検討すると。ただし、その際には一定期間の公募期間を設定し、プレゼンを実施するなど、選考は透明性と公平性を高めること、また特定業者との行政との関係者の癒着が起きないように、この間の流れというのはガラス張りにするべきだということを強調いたしました。

そして最後に、これらを担保するために、規約ですね、約束ごと、ルールをはじめとして契約事項に至るまで文書化、書類にして残して管理をするべきだということを提案いたしました。こういうルール設定をしてこそ、公有地の活用という点におきましては、地方自治法が認める、求める地方自治体のらしい公共施設の使い方ができるということを提案したわけですが、これから半年経っておりますけれども、まずお聞きしたいのは、町のほうとしまして、私の提案のあった内容をスキーム、それから他の市町の事例も参考にしながら今後ルールづくりを研究したいというふうに答弁されておりますので、事務方のほうにつきましては、このルールづくりどこまで進んでいるかということについて答弁を求めたいと思います。

一方、町長にもちょっと答弁を求めたいと思うんですけども、空き施設の有効利用にかなり力を入れておられるみたいなんですけども、現状こういう理念であるとか、ルールであるとか、こういったものがですね、ない状態で見切り発車をすると、もうやればやるほどトラブルが起きてくると。現時点で、もうかなりトラブル起きてるんですけどもね。こういうトラブルが起きないようにするためには、こういう空き施設の有効利用を急ぐんだったらなおさら、きちんとしたルールづくりを先行させなければならないというふうに思うんですけども、町長はどのようなふうな計画を持っておられるかを答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

昨年 9 月の定例議会一般質問において福本議員から、公共施設の再利用のあり方に関する質問の中で、一定の基準を作るべきだとのことのご提案がございまして、

「研究してまいりたい」と答弁したところであります。

本日改めて言及のあった福本議員のお考えでは、「地域住民の公的利用が最優先」で、地域住民が利用しない場合においてはじめて、その他の活用を検討するとのことでしたが、まず地域住民とはどの範疇のものか、公的利用というものは何か、などが漠然としており、実際的にも、一部の人とその他の人との利害が相反する場合のことや、一部でも利用されている限り、その他の目的、あるいは全体の福祉のための利活用を検討することができなくなる、といったことを考慮すると、なかなかそうしたスキームでのルールづくりは難しいのではないかと思います。町行政といたしましては、むしろ「その施設なり土地の最有効活用はどうあるべきか」を検討することが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの私のルール等々の今の考え方については、担当課長が申し述べたとおりでございます。しかしながらですね、土庄町の計画、今まで立てている計画からこういう公共施設をどのように活用するか、清算していくかというところを抜粋してお答えいたします。

土庄町公共施設等総合計画がありますが、今現在、財政事情等、また使用者との契約等により計画が進められていないのが現状でございます。その中の計画では、建築後 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されます。

また、今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは困難であると考えられます。既存施設への機能の集約化、利用者ニーズの変化に対する施設のあり方についての検討が必要となります。使用していない施設について利用が困難な場合は、廃止や撤去等の実施を検討しますと記載しております。そのような中で、ただしですね、住民の理解を得られないような進め方は断じてできるわけではないので、そのあたりで住民説明会などを行っております。

ただ、いろいろな施設ありますが、住民の方が使用されていた、その施設が、例えば学校が廃校になる場合等々につきましては、各自治会や利用委員会等の覚書もあります。

また、そのような中で、覚書と同じようなかたちで進めるのは、今現状のニーズに合っていないという部分もありますので、そのように進められてないのが

現状でございます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

ちょっと質問に対して笹山課長、答弁が合っていないんです。町長もちょっと合っていないので、前回質問したんはですね、どういう活用の仕方をするんかっていうことは一つの例として挙げたんですけどね。地域の人たちが今使ってる施設を無理やり地域の人たちから取り上げて、民間に明け渡すようなやり方ってのは、暴力的なやり方をすべきじゃないというのは、納得されると思うんですよ。ね、納得されるでしょう。そんなことしたら反乱が起きますよ、ほんまに。こんな当たり前の話であって、その当たり前の話をまずした上でね、私が言ってるのは、透明性を担保しましょうという話をしてるんです。具体的にね、東港の建物にしてもトラブル起きてるんですよ。議員で視察にも行ったと思うんですけども。で、公共施設を貸し出しする場合において、特定の人にしか情報を提供せずに、特定の人に貸し出すとか、そんなことをやってたら、町長や職員のお友達に貸し出しているんじゃないのかと、私も借りたかったのに、どうして私にはそういう提供が、公開がなかったんですかという話になるわけでしょ。だから、当たり前のことを言ってるんですけども、特定、何か特別な住民がいるわけじゃないでしょう。法のもとの平等ですよ。であれば、公共施設使わなくなってこれをどう再利用するかっていった場合に、はい、じゃあ使いたいと思ってる人いませんかって言って、みんなに情報提供してみんなに手を挙げてもらうというのは当然の話ですよ。そういう公平性、公共性を担保した上でするっていうルールを作りませんかという提案をしたんですけども、半年前ですよ。これに関して、もう全然その進んでないということなんですかね。それとも、今言われたのはね、そもそも私の提案に対して、真っ向から否定する発言をされたんですね。だったら、前回の答弁は何になるんですか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

ルールづくりという意味で、公平性だったりとか、担保するということがなんですが、先般のですね、一般質問のときに答弁させていただいたとおり、土庄町の公有財産の貸付要綱や土庄町公共用財産管理条例等の取り扱いっていうものがございます。その中でですね、今のところ福本議員のおっしゃる公平性だったりとか、透明性っていうものは、ある程度担保されているところですね。

ども、その見直しというかたちにおきましては、現在総務課のほうで実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

それを聞いてるんですよ。今まで作ってきたやり方では、問題が起きてるわけですよ、現実的に。全住民やりに知らされてないわけですよ。例えば、空き家バンクやったら、ちゃんとネットに載って、町外の人も町内の人も見れるようになってますよね。みんなが手挙げて順番にちゃんとなってますよね、ルールづくりが。それがですね、例えば、大鐸の肥土山の小学校のところの建物にしても、それから東港の建物にしても、ある日突然誰かが入っていたと、公共の施設を。それをフェイスブックで議員が知ったとかね、私ですけど。そういうことが起きたらトラブルになりますよね、という話を前回したんですよ。だから、今、言われてるルールがありますと、そっから先どうなってるんですか、この半年間の間にどう進めたんですかっていう質問を今回事前にも出したわけですから、進んでないんであれば、進んでないという答弁をきちんとしてもらわないといけないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

今まで、先ほど申し上げた今の現行の要綱だったりとか条例っていうものが現在ありまして、それに基づいて、施設だったりをお貸ししているところというのはございます。その中でですね、今後は、今、町が保有する各種の財産の有効活用というの合致しまして、現行要綱とかの整合性を図るという意味と、あと、ほかの自治体さんの条例だったり、要項が多いんですけれども、そういうふうなかたちの要綱を今、取り寄せてですね、今の町の要綱との整合性っていうものを確認しているところでございますので、「検討しているところ」ということだけ、お返事させていただきます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

だったら、それを始めに答弁でしていただければよかったです。で、私が町長に質問したのは、そういうことがやっぱり先行しないと、きちんとし

たルールづくりを先に先行させてでき上がってないと、貸し出しをやるなんて、ね、今一生懸命貸し出しやったところで、ルールが設定されていない下で貸し出しやったらトラブルが起きますよと。それは分かりますよね。ね、町長それは。人によってね、この人には情報がいってこの人にはいかないみたいなことがあったらトラブルが起きるんだから、やっぱりきちんとしたルールを定めた上でやっていくことが大事なんじゃないですか、という質問したんで、ちょっと当局の答弁がそもそもかみ合ってませんでしたので、これ町長に聞いても同じことになってしまうと思いますので、改めてちょっと言うておきます。半年の期間の間に、一定の結論を出してほしいと思うんです。ていうのは、土庄町で現に起きてるトラブルをどう防ぐかということは、絶対的に必要な問題になりますんで、これ建設課だけの問題ではないと思うんですよ。建設課頭痛めてますよね、この問題で。きちんとしたスキームを作っていくと。少なくとも、公平性と透明性を担保するスキームを作っていただきたいというふうに思います。ちょっと質問、ほかもありますんで、言いつ放しになりますけども、お願いしたいと思います。

また、次の質問したいと思いますので、この問題に関連しまして 2 つ目にあります現在、湊崎小学校でサウンディング型の市場調査を始めているという説明、報告がありました。戸形小学校のときには、住民に説明なくサウンディングをやったことで、学校の跡地を民間に売られてしまうんじゃないか、住民の皆さんなんかね、売り飛ばされるんじゃないかという不安の声がたくさん上がりました。

今、湊崎小学校も、ときどきグラウンドゴルフでお年寄りの方が使ったりとか、体育館もバレーボールとかそれから剣道とか、使っておられる方がおられると思うんですけども、こうした方にサウンディングやるっていう話っていうのは説明されて、今回のサウンディングって始まったのかどうかをちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

旧湊崎小学校跡地の利活用に係るサウンディング型市場調査にあたりまして、地元の自治会等に説明を行っているか、というご質問でございます。

旧湊崎小学校跡地の利活用にあたりましては、湊崎地区の自治会長、湊崎在住の県、町議会議員、湊崎地区の体育協会や PTA の代表者等からなる「湊崎小学校跡地利用協議会」の場において協議を進めさせていただいております。

サウンディング型市場調査を実施するにあたりまして、昨年 12 月の閉会中の

総務建設常任委員会でもご説明させていただいたとおり、今年度の渕崎小学校跡地利用協議会の中で、利活用について広く意見や提案を求めているかどうかという意見がございまして、サウンディング型市場調査を実施することとなりました。また、調査にあたりましては、同協議会さんに事前に内容をご説明させていただいき、ご了承いただいた上で着手しているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

地元への説明を行ったということなんですけども、であるならば、地元もそうなんですけど、渕崎小学校の跡地っていうのは、別に渕崎の地区だけのもんじゃないんですよ。議会に対しても、今度サウンディングを行おうと思っますから、地元説明とかを行っていきましていうことをきちんと説明しないといけないと思うんです。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

今、答弁で申し上げましたが、昨年12月の所管の委員会のほうで、今から地元のほうからですね、ご要望もございましたので、サウンディング調査に着手させていただきたいと思っておりますというご説明をさせていただきました。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

地元からサウンディング調査をやってほしいという意見があったって今おっしゃいました。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

はい、地元の協議会ですね。利用者の協議会のほうの中の協議の中で、「戸形小学校でやっているような調査をやってみてはどうか。広くいろんなところ、町内だけの意見ではなくて、広く一般からの意見っていうのを、どのような利活用ができるかっていうのを1回集めてみたらどうか」っていうふうなご意見がございまして、サウンディング調査っていうのはふさわしいんじゃないかというふうなご意見がございまして実施することとなりました。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

ほんなら瀏崎については、サウンディングの話っていうのは、どっちから出たかどうかはちょっと別にしても、地元の説明したうえで、議会についても 12 月に説明をしたという話ですね。分かりました。ちょっとそれは、私がほんなら、聞き逃したんじゃないのかなというふうに思います。やはり、公共施設の利用っていうのは、どうかたちであっても、やはり地元住民の方が主役でないといけないと思いますんで、そこをしっかりと、やっぱり、引き続き押さえていただきたいというふうに思います。

それでは 2 つ目の質問に入ります。

今年度から始まった各地のかさ上げ工事について、お伺いしたいと思うんですけども、今、土庄高校の跡地のかさ上げが始まっております。来年度の予算の中で、高校のグラウンドですね、かさ上げを計画しているのと、それから、こどもさくら公園の横の駐車場部分をかさ上げを行うというふうな話が出てきておりますけれども、そもそもですね、どういう減災計画といいますか、防災計画のもとで、あそこのかさ上げの話が出てきたのかなど。今までね、かさ上げをしないといけないっていう話っていうのは、具体的な減災計画・防災計画の全体像を明らかにした上で、その流れの中でこういうふうにしようと思っておりますっていう計画については、議会のほうには説明はされてないと思うんです。私が間違ってるかもしれませんが、したとおっしゃられるかもしれませんが、これしてないと思うんですけど、まずそこをお伺いしたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えします。

防災計画についてということですよ。防災総合計画についてでございますが、災害対策基本法第 34 条に基づきまして中央防災会議が作成する防災基本計画は、防災分野の最上位計画として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適正化、地域防災計画などにおいて重点をおくべき事項について基本的な方針を示しています。さらに、この計画に基づき、地方公共団体いわゆる町でございますが、地域防災計画を作成するものとされております。土庄町におきましては、土庄町防災会議が作成する土庄町地域防災計画がその計画にあたります。

なお、中央防災会議が作成する防災基本計画は、必要に応じて修正され、その修正に準じて土庄町地域防災計画も修正を行っておりまして、土庄町防災会

議において承認されております。直近では、本年 2 月 22 日に土庄町防災会議を開催し、令和 5 年度土庄町地域防災計画をご承認いただき、県に報告するとともに、町のホームページにて公表させていただいております。

計画については、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

ではね、その防災計画っていうのが、ときどき変更されるっていう話があったんですけども、変更されたあとの防災計画の中で、かさ上げの計画っていうのは、どういう根拠に基づいて科学的根拠に基づいて、かさ上げをしようとしているか、っていう説明っていうのは、今までされたことがないんですよ。今回のね、土庄高校のグラウンドのかさ上げは 2 億ですよ、予算が。グラウンドを子どもたちなんか使えるように、スポーツなんかで使えるように整備してほしいという声は住民の中からはあります。けども、かさ上げをしてくれっていう声はね、別になんかですよ。

そん中で、突然お金がないと言いながら 2 億のお金をかけて、かさ上げをするという話なんですけども、これね、一体かさ上げをしないといけない、かさ上げをする科学的根拠を示していただきたいんですが、具体的にちょっと聞きたいと思うんですけども。地震、津波、高潮、大雨、これに対してだと思うんです。土庄の場合は、あそこ地すべりはないですよ。だから、一体、どの災害が起きたときの、どういう計画の中で、今のこどもさくら公園の駐車場とか、それからグラウンドのかさ上げっていう話が出てきたのか。ちょっとお伺いしたいんですけども、まずね、その前にね、私 1 つ意見ちょっと言うておきます。仮にね、あそこの部分だけをかさ上げしたとしても、高潮とか、それから大雨でね、下が、もうひとつ下の低いところがね、浸かってしまってたらね、あそこまで車を運んだりとか、そういうことできないと思うんですよ。ほんで、あそこをかさ上げしたとしても、またこれから高潮が来ますとか、大雨なりますって言った場合の避難のね、する場所って言ったら、まず、今からグラウンドかさ上げしようという前に、横の高さ、同じ高さで今ここの庁舎がありますよね。ここって屋根もあるわけですよ。ここへ避難、歩いて避難してくるほうが自然だと思うんですけども。どうしてそのグラウンドのところに、わざわざかさ上げをしないといけないというふうにお考えになられたんかをお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、計画されているかさ上げの工事实施の根拠についてでございますが、先ほど述べました国の防災基本計画の津波対策編の第1章 災害予防の中の第2節、津波に強い国づくりまちづくりにおきまして、総合的な津波災害対策のときのための基本的な考え方というものがございます。その中に、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上および海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所や避難階段等の整備、確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用、建設制限等ハードソフトの施策を柔軟に組み合わせて、総動員する多重防御による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業、物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとするところがございます。その基本的な考え方に基づきまして、土庄町地域防災計画の中の都市防災対策計画においては、都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進するとありまして、その一環として、旧土庄高校跡地、湊崎第二グラウンドおよびこどもさくら公園のかさ上げ工事を実施、あるいは実施したいと考えるものがございます。

ご承知、福本議員もおっしゃるとおりですね、町の中心部は、そのほとんどが津波浸水区域となっております、例えその一部であっても、かさ上げを行い浸水しない場所として、地域住民の避難場所や救援活動の実施場所、救援物資の集積場所などとして利用できる場所を確保していくことは、極めて有意義であるとは思っております。

なお、これらのかさ上げ工事にあたっては、小豆地区広域行政事務組合が実施する中間処理施設整備事業において、排出される残土を利用することで大幅な経費削減を図っております。

福本議員が今おっしゃいました、周りが浸かるということですがけれども、高潮および津波につきましては、リードタイムというものがございます。そのとき、警報なりが発令されてからですね、すぐに少しでも高いところへ逃げただけということがありますので、その水が、押し迫ってから逃げるのではなく、水が浸水する前に逃げただけというのは防災の基本的な考え方でございますので、そのあたりをご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

あのね、そんなん知ってるんですよ。あのね、地震が起きました。津波がこ

れから 1 時間後にきますっていうときにね、私不思議なのはね、誰が海の方
に向かって逃げるんですか。今から整備しようとしてるの海の前じゃない
ですか。でしょう。普通だったら、私だったら、家のすぐ裏の天神さんのほう
に逃げます。で、車を移動させるんだったら、高見山のグラウンドのほうに車
を移動させるほうが安全でしょう。どうして、今から地震が起きて津波が来よ
うとしている、高潮が来ようとしているのに、わざわざ町中から海の方に向
かって人を歩いてきたりするんですか。ここは今整備されてますから、建物の
上とかに人が上がっていくっていうのは分かります。海の方ですけど。でも、
ここ目の前海じゃないですか。しかも塩田跡で液状化が起こる場所じゃないで
すか。でしょう。人の動きとしてね、動線としてね、今から地震が起きました。
それから津波が来ますとか、高潮とか大雨で水で浸かりますって言ったときに、
海の方に向かって人は行かないですよ。これがね、僕がさっき言った基本計
画のね、基本計画の科学的根拠に反してるんじゃないかってことなんですよ。
多分、誰が聞いてもそうやと思います。ほんで、基本計画の県が策定してる基
本計画の概要だけ今お話をしましたけど、それに基づいて、地形だとか地質だ
とか、水の流れの方向性だとか、そういったものがきちんと示された上で、こ
こにこういうふうな高台を作りますとか、いう計画が出てくるんだたらね。
僕、公務員の仕事ってそういう仕事やと思いますよ。だから、すごい不思議な
んですよ。そういう前提となる計画というか、前提となる防災計画、地質調査
とか、そういった科学的根拠が前提にないのに、いきなりかさ上げの話だけ出
てきて、しかも池田の土が出ました。土活用できるから、何か今すぐその土使
えるから使ったほうがいいじゃないかみたいなね、計画になってるんじゃない
かと。だから私、やるんだたらやるできちんとして科学的根拠を示してくだ
さいという話したんだけども、そういう科学的根拠を示されていないんですよ
ね。あるんであれば出してほしいと思いますけど、多分ないと思いますけど、
さっき言ったその地形であるとか、地質、それから水の流れの方向、そういっ
たものを計算したもつていうのがあります。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

先ほどの高さの話からいきますけど、かさ上げしとる高さなんですけど、こ
れは津波の水位高から 3.0 がございまして、その高さに上げております。そこは、
その周辺が大変低いところでありまして、今言われるように、逃げれる方はい
いと思うんです、すぐに走って逃げるとか、車で逃げの方もいらっしゃるす
し、あとは高齢者の方であったりすれば、なかなかすぐには行けない方もいら
っしゃいますし、要介護の付き添いの方が一緒にです、手を引いていかなあ

かんかもわからん。というところが、この周辺にはなかなかないというところが、この土渕海峡で、

○9 番（福本耕太君）

議長。

○議長（濱野良一君）

答弁までちょっと聞いてください。

○建設課長（濱口浩司君）

なので、そういう候補地を一時的に避難する場所という意味合いで、その箇所をかき上げするという意味合いでございます。ただ、周りのこの水に関しまして、大雨とかに関しましては、周りにポンプ場とか設置しておりますので、それによって、水のはけですね、いうところは、整備しておるような状況でございます。

ただ、先ほど申しあげました液状化とかそういう話もあるんですけど、ちょっと避難場所に関して液状がある場合には、どのような施策をせなあかんか、いうところはちょっと今んところ見当たるものがないので、今回に関しましては、まずは津波が来る前に避難できる場所を確保する。この土渕の周辺の低い場所で、すぐ高齢者の方も行けるような場所が必要やというところにかき上げしとるわけでございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

だからね、同じことの繰り返しになるんですけど、高齢者の方が行ける場所って言うのであれば、別にグラウンドじゃなくても、ここでいいじゃないですか。スロープもちゃんとできてるんやし。

まず、高潮とか大水とかの場合だったら、まず自宅の 2 階に上がるとか、自宅の高いところに上がるってのは普通やと思うんです。町長の説明やったらね、さくら公園とか、ここのグラウンドの行く人は歩いて避難ができるようにって話やったんですよ。さくら公園の近辺におる人とか、この近辺におる人やったら、まずこの近辺におる人やったらグラウンドなんか行かないと思うんですよ。ここのほうも、ここできてるじゃないですか。ましてや、グラウンド雨ざらしですよ。町の職員の皆さんやったら、目の前に例えばおじいさん、おばあさんが歩くん困ってはったら、まずこっちに誘導するでしょ。グラウンドのほうへ行ってくださいって言わないでしょう、かき上げしているからっていつて。僕はそこが不思議なんです。で、突然この話が出てきてるんですよ、かき上げの話が。1 億 2 億かかるかき上げの話が。だから、きちんとかいこうことやろうとするのであれば、町長お金がないというふうにおっしゃるんだからね、

優先順位を考えなアカンとおっしゃるんだから、その前提となるルートをきちんと説明してからこういうプランを出してくるっていうんだったら分かるんだけども、全然科学的な説明なしに、今はほんまに、今言われたことっていうのは、その場の話だけでしょう。雨が降って高潮になってきたらここに行ったらいいじゃないですかみたいな。全体の計画は全然見えないんですよ。だから言ってるんです。あ、町長言います。

○町長（岡野能之君）

時間止めてください。

○議長（濱野良一君）

時間止めてください。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問に対してちょっとお伺いしたいんですけれども、土庄高校跡地についての当初の計画は、令和4年2月10日に常任委員会のほうで説明させていただいております。

○9番（福本耕太君）

グラウンドのことですか。

○町長（岡野能之君）

旧土庄高校グラウンド。

○9番（福本耕太君）

湊崎第二グラウンドではなくて。

○町長（岡野能之君）

旧土庄高校グラウンド。3号館の横。

○9番（福本耕太君）

道造っているところ。

○町長（岡野能之君）

はい。その際にですね、土庄高校3号館までですと2.5mあるんです。2.5mまで水が上がったっていうんは、記憶にございますか。

○9番（福本耕太君）

そこが浸かったっていうんは知ってます。

○町長（岡野能之君）

2.5mね。ですから、その当時に2.5mまで上げるというようなことは説明させていただきます。それは覚えてらっしゃいますでしょうか。

○9番（福本耕太君）

それは説明ありました。

○町長（岡野能之君）

その中で、それとですね、この土庄町の住民がこの土庄地区に3分の1おられるということもご存じですよ。

○9番（福本耕太君）

はい。

○町長（岡野能之君）

その車の台数、人の数というところで、このあたり要鉄、川西の下の部分。それから東之町、寺東、本町一丁目・二丁目の中で、津波に対するハザードマップで色が塗られてない場所ってどこがあるかご存じですか。

○9番（福本耕太君）

今はそれすぐには分かりません。

○町長（岡野能之君）

ここだけなんです。どこもないんです、この周り。というところから、ここが始まっております。ということが理解されてるかどうかというところをお伺いしてから、ちょっとお答えしようかなと思っております。

○9番（福本耕太君）

時間止まっていますよ。

○議長（濱野良一君）

止まっています。

○9番（福本耕太君）

だからね、ここは浸かったんでしょう。浸かったから、前も言ったけども、防波堤を上げてポンプの設置をしたわけでしょ。ポンプの設置をしたりとか、それから海側の防波堤を上げたり、防波堤というか、上げてるわけでしょ。

○町長（岡野能之君）

それは、答弁になりますんで。

議長すいません。

それとですね、そのポンプの整備はしております。その中でですね、今、その当時のなぜ旧土庄高校跡地のかさ上げに対して、「覚えてらっしゃいますか」と言ったところは、あのあたりが浸かったことで、そのかさ上げをすることによって、傾斜こっちに傾けております。これ、今から答弁なんで、これ時間ほんまは使ってほしいんですけども、そのあたりの答弁を建設課のほうからさせてもらってよろしいでしょうか。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 3 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

時間もありますので、私のほうから質問なんですけども、この件につきましては予算が上がってくるまでに、もっと科学的なこの盛土が必要な根拠になるような科学的な説明を引き続きお願いしておきたいと思います。

次の質問もありますんで、今のかたちで投げさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3 つ目の質問なんですけども、これは施政方針等にも関わる話で全体としての話です。

まずですね、私は今やるべき仕事というのは、土木事業中心の町政ではなくて、直接住民の生活を支える仕組みが必要じゃないかと。その中でも他の自治体でやってて、住民さんから喜ばれている。

また、地域経済の活性化に具体的に効果が出ているもんを実施していくとい

うことが大事なんじゃないのかなというふうに思っております。その中で 1 つお聞きしたいんですけども、これは町長にお聞きしたいんですが、耐震基準を満たしていない、もう使われなくなった建物のことをすごく気にしておられるんですよね。で、早くつぶさないといけないんですけども、たくさんお金がかかるといことなんですけども、そこでちょっとお聞きしたいんですが、認識の問題なんですけど、前の庁舎とかそういう老朽化した建物で、耐震基準を満たしていないんですけども、これってすぐに壊さないといけないもんだというふうな認識を持たれてるんでしょうか、まず。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

時間内で答弁全部言っているんですか。

○9 番（福本耕太君）

うん。時間まで。

○町長（岡野能之君）

まず、通告書の中でですね、福本議員は、耐震基準を満たしていない老朽建築物の解体に多額の費用がかかるため、福祉の充実に予算を割けないというふうな文章がございます。

私は、どうしてそのような解釈になるのか、ちょっと理解に苦しみます。むしろ、財政上の問題や住民説明が進んでいないことから、危険性が増していくことや、将来負担が大きくなることは見えているはずの町有地の整備や老朽化した公共施設の整備が進められていないことに、頭を悩ましておるのであります。私が町長になってから解体した施設は、湊崎の旧図書館だけでございます。ちなみに、旧図書館はもう屋根が崩れているような状況でございました。それでも、危険性などの問題が大きいものは、自ら整備や解体を進めなければならぬ場合もありますが、それ以外のものは、現状有姿の条件で利活用してくれる事業者や再開発できる仕様がなにか、解体負担がかからない、もしくは軽減できる方策をさまざま探っているのが実情でございます。

なお、福祉予算等の関係につきましては、令和 6 年度一般会計予算案で申しますと、総額 100 億 7700 万円のうち、民生費、衛生費および教育費が 48 億 4900 万円で約 48.1%、土木費は 10 億 6800 万円で約 10.6%となっており、今後とも限られた財源の中で、多様なニーズに応えるため、事業の選択や優先度を見極め、しっかりと行いながら、町財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

私が学校給食の無償化の質問をした際に、いろんな建物とか古くなってるからこういうの取り壊したりとかしないといけないと、そういうお金もあるから、こういうんにはお金が割けないという答弁があったんですよ。

だから、私は今回の質問の中で言いたかったのは、耐震基準を満たしていない建物をすぐに壊さなくてもいいですよ。耐震基準というのは、そもそも私も最近知ったんですけどね。例えば、震度 5 の地震が来たときに、震度 5 の地震に耐えられるということが耐震基準じゃないんですって。震度 5 の地震がきたらつぶれるんですって建物。でも、そのつぶれるまでの間に、中に人がおったときに逃げる秒数をどれだけ稼げるかと。時間をどれだけ稼げるかということが基準になるということを建築家の方からお話をお伺いしました。であるならばですね、日常使っていない建物の取り壊しを急ぐ必要はない。そういう建物については、耐震基準ということを考える必要ないんじゃないかなと。

将来的に時間をかけて、少しずつ取り壊しとかをしていけばいい。入ったら駄目ですよとかっていう案内はしたらいいとは思いますが、それを逆取って、住民の学校給食の無料化であるとか、それから学用品の無償化こういったことができないというのであれば、それは違うんじゃないかなと。違うというよりは、焦らなくてもいいんじゃないんですかということ、取り壊しをね、焦らなくてもいいんじゃないんですかというのを今回の質問の中で、言いたかったんです。多分これって結構ね、いろんな方が知らないと思うんですよ。やっぱし、耐震診断で耐震で 5 やったら、5 の地震がきてもつぶれへんと思いがちじゃないですか。そういった部分については、ご存じだったかなと思ってちょっと聞きたいなと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

耐震診断については、耐震震度 6 強で倒壊するというような、きちんとしたかみものであるもの、施設もありますので、つぶれるということは分かっております。

ただしですね、その時間がかかるという部分は、その時間を計算する計算方法などは、私、存じ上げませんので、できるだけ近寄らない、使わない、できれば解体するという方向で進めていきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

時間がないので、まとめたいと思いますけども、今、私言いましたよ

うにですね、古い建物増えております。これをつぶしていったりとか、安全を守らなければならないという気持ちは、町長の気持ちは別に無視してるわけではありません。

でも、今ね、優先すべきことってというのは、きちんとそういう災害に備えるために科学的な根拠を示していきながら、順序的に予算も考えながら、そういうハード事業、土木事業をやっていくということを全部はしないといけないんだけど、もっとせなあかんことってというのは、やはり住民の生活を直接支える、住民の生活を温める政策、学校給食の無償化だとか、それから学用品の問題だとか、そういったことが重要なんじゃないかということを知りたいと、町長に知りたいと思って今回の質問をいたしました。ですから、そちらのほうに行政のかじを切っていただきたいとも思います。その質問を、そういう提案を行ったということで、今回の質問を終えたいと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第12号及び議案第19号～議案第29号）

○議長（濱野良一君）

これより討論、採決に入ります。

日程第3、議案第1号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 2 号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 5、議案第 3 号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 4 号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第7、議案第5号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第8、議案第6号 土庄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 9、議案第 7 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 10、議案第 8 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 11、議案第 9 号 土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 10 号 土庄町漁港管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 13、議案第 11 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 14、議案第 12 号 土庄町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 15、議案第 19 号 令和 6 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

9 番 福本耕太君。

○9 番 (福本耕太君)

反対討論、4 点について反対討論を行います。

まず、1 つ目は土木費部分について。こどもさくら公園のかさ上げおよび渚崎第二グラウンドのかさ上げについては、土木費が大幅にかかる上に、かさ上げが科学的にどのような災害を想定しているのか、どのように計算されて進められているのか、これまで議会のほうに丁寧な説明はされておられません。一般質問で、先ほどでも町長にもお伺いしましたがけれども、現段階で予算を計上するに至るほどの説明がされたとは思いません。議会と住民に対して、科学的な見地から、かさ上げの必要性をきちんと説明できるまでは、予算化および実施は見送るべきだと思います。

次に、同和事業の予算および特定団体の思想に偏った同和教育は終結するべきです。

住民環境課、教育総務課それから福祉課など課をまたいで同和事業が継続されています。封建時代に権力者がその権力を維持するために作り出した、いわゆる同和を前提とした差別はすでに現在の社会においては存在しません。現在存在している民間の分団は、特定団体への偏向思考による教育と圧力によって行政が継続している、いわゆる同和行政が原因にあります。水平社が目指した部落差別の撤廃を進めるためには、同和事業の速やかな終結が最も重要であります。具体的に個別の予算に対する反対討論を行う中で、提案もしたいと思えます。

まず、予算については、部落解放同盟の関連団体に対する助成金の支給はやめるべきです。

また、特定地域の個人に対する助成、自動車免許取得補助や葬祭補助はやめ

るべきです。仮にこうした福祉施策が本当に必要な世帯があるのであれば、特定地区の個人に限定するのではなく、一般施策として、あらゆる困窮世帯に適用できるよう制度を改正するべきです。

次に、改良住宅は公営住宅として入居管理体制から条件に至るまで、一般の町営住宅と同様に扱っていくべきであります。

次に、同和教育について、部落解放同盟の思想に偏った教育を改め、科学的見地に立った歴史的教育に基づく正しい教育を進めることが重要です。こうした改正を速やかに進めることを求めたいと思います。

3つ目は、ごみ収集などの民間委託に対して反対をいたします。

民間委託につきましては、ごみや介護・保育等のサービスについて、今、町として民間委託の方向性が示されていますが、地域の衛生や福祉を守る責任というのは、公にあります。衛生管理や福祉を民間、民営化すれば、利益の上がない部門は、住民にとって必要であったとしても切り捨てられてしまいます。民間は、利益を出さなければならない使命がありますから、職員の非正規化やワーキングプアを広げることになり、貧富の格差も拡大します。

また、民間は、その事業が住民生活にとって必要不可欠であることを前提に、経費の大部分を公費で賄うよう求めてきます。結局、衛生管理や福祉、職員の安定雇用などの時間的・空間的な安定持続可能性を担保しようとするれば、公で社会的な運営が必要になります。以上が、民間委託、民営化に反対する理由になります。

最後に、マイナンバーカードのシステム導入および普及について予算のすべてに対して反対をいたします。

マイナンバーカードは、システム上のトラブルや紐づけによる個人情報流出が、昨年連続して起きています。これに対し、国、県、町ともに、どの機関も責任を取っていません。システムトラブルが起きた際、驚いたのは、担当大臣がシステム業者の責任にしたり、自治体の管理責任を叱責したりする発言が飛び出したことです。マイナンバーシステムの導入予算から普及まで、もっと言えば、会計年度任用の職員の人件費まで国庫支出で、土庄町に丸投げしておきながら起こるべくして起きた責任については業者や自治体に転嫁する、こんなひどいことを続けていくと、何人、住民環境課の課長の首があっても足りません。

日弁連（日本弁護士連合会）が指摘しているように、犯罪集団に悪用されれば、被害者を救済することもできません。こうしたマイナンバーカードのシステムの導入および普及についてはやめるべきだと考えます。

以上が、反対討論になります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

3 番 宮原隆昌君。

○3 番 (宮原隆昌君)

令和 6 年度の各事業の執行に必要なかつ適正な予算が計上されていること。

また、付託を受けた委員会でも審査した結果、賛成多数で承認されており
ますので、賛成いたします。

○議長 (濱野良一君)

ほかに討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

8 番 鈴木美香君。

○8 番 (鈴木美香君)

令和 6 年度一般会計について相対的には賛成ですが、一部反対があるので発
言します。

私、反対理由が 4 つあります。

1 つ、個人情報保持の安全性が確保されているとは思えず、マイナンバー関連
の予算に反対します。

2 つ目、敬老会補助金は、他市町と比較しても高過ぎます。適正な予算に変更
すべきと考えます。

3 つ目、こどもさくら公園のかさ上げ設計費用、湊崎第二グラウンド整備事業
の費用が多額すぎることや、場当たりの計画に思え、不安です。もっと吟味
する必要があると思いますので反対です。

4 つ目、自走できない小豆島北部みらいへの補助金を続けることはいかなるも
のか。町にとって必要不可欠な事業とは思えないために反対します。

以上、4 つの理由で反対します。

○議長 (濱野良一君)

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 19 号については、反対がありますので起立によっ
て採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第16、議案第20号 令和6年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第20号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第17、議案第21号 令和6年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 18、議案第 22 号 令和 6 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 22 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 19、議案第 23 号 令和 6 年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 23 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 20、議案第 24 号 令和 6 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 21、議案第 25 号 令和 6 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 22、議案第 26 号 令和 6 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

9 番 福本耕太君。

○9 番 (福本耕太君)

来年度の後期高齢者医療保険制度歳入部門におきまして、75 歳以上のお年寄りの保険料が引き上げられます。これは、後期高齢者医療制度ができる段階で、高齢者の負担がどんどん増えていくという仕組みに対して、地方に丸投げした仕組みになってます。高齢者の暮らしているのは非常に今、75 歳以上の高齢者の暮らしは非常に厳しくなっておりますので、この値上げに対して反対する立場から、予算について反対をいたします。

○議長 (濱野良一君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

6 番 井藤茂信君。

○6 番 (井藤茂信君)

後期高齢者医療制度を維持するために町が担うべき必要な予算が適正に計上されていると思いますので、賛成します。

○議長 (濱野良一君)

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 26 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (濱野良一君)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 23、議案第 27 号 令和 6 年度土庄町農業集落排水事業会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 27 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 24、議案第 28 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 25、議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 26、発議第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

それでは、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書、本文を読みます。

世界経済フォーラム 2023 年版世界ジェンダーギャップ指数における、日本の順位は 146 か国中 125 位（前回は 116 位）と世界最低のレベルにあります。2020 年 12 月に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、「選択的夫婦別姓」の文言が削除され、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」とする目標は、最長 10 年先延ばしになるなど、全体として、ジェンダー平等から後退したものとなりました。

日本が 1985 年に女性差別撤廃条約を批准してから 38 年が経ちます。この間、女性差別撤廃委員会から繰り返し選択議定書の批准を奨励され検討を勧告されているにもかかわらず、未だ批准していないことは、日本政府のジェンダー平等への姿勢に国内外から疑念を生じさせるものです。

加えて新型コロナウイルス感染症禍もあり、脆弱な立場に置かれやすい女性

の視点に立った政策は今なお強く求められています。

日本でも女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、個人通報制度を導入することで、ジェンダーによる差別的な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めていくべきです。

よって、本議会は、政府に対し、司法制度や個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決し、環境整備を進めるとともに、選択議定書を速やかに批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

条約を批准しながら選択議定書を批准しないのは、法律は作るが守らないと言っているようなものであり、批准しないことのほうが、条約批准国として不誠実です。日本がこの選択議定書を批准すると、どう変わるか。

裁判所、司法が女性差別撤廃条約を裁判に適用するようになります。

国会、立法が性別に基づく差別関法制度を見直し、法整備が進みます。

国及び自治体行政が差別された個人を救済するための方策をとるようになります。

個人や NGO がジェンダーに基づく、無意識の偏見や差別をなくすために、条約を活用して、世論を喚起できます。

ジェンダー平等と女性の権利の国際基準が、私たちのものになります。

女性だけではなく、全人類が人権意識が高まり、住みやすい世の中になること、と私は信じています。

以上、説明終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

4 番、森です。

この文章の中で、いろいろと書かれておりますけれども、ジェンダーとは何

ですか。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

確かにジェンダーっていう言葉がすごく難しく、いまだに言葉自体は浸透してるんですけど、その本来の意味合いということが、なかなかわかりにくいと思います。

ジェンダーというのは、社会的な性差による、例えば主婦というか、お料理とか、そういうとか子育ては女の人々の役目、例えば会社に出て仕事するのは男の人々の役目といった社会的に意識付けられた性差という意味です。本来持って生まれた男、女っていう性別の差ではなく、社会的に、皆さんが認識してるような性差ということなんですけれども、ちょっとお分かりになるかしら。もうちょっとうまい言葉で言うと、そうですね、やっぱり社会的な仕事とか方向性の違いとしか言いようがないんですけれども、例えば、以前でしたら看護婦さん、保育の先生っていうのは女の人々の役目。土木、ドライバーは男の人々の役目でそういう意味合い、そういう認識というふうに考えていただいたらどうかなと思うんですけど、それがジェンダーの意識が社会的にも刷り込まれているので、ドライバーですとか、とび職の人が、女の人が当たり前な世の中に、ちょっと個別に言ってしまいましたけど、男がするのが当たり前な仕事を、男の人・女の人関係なく選択できて、それを仕事にできるとか、そういうことを目指そうと。もう個人的に本当に、自分がやりたいことを、そういう、もう女、例えば主婦は男の人でもあってもいいんじゃないかと、今でしたら、それはちょっと違うんじゃないかっていうのが周知、認識されてると思うんです。なので、以前からの役割分担、社会的な役割分担がジェンダーっていう考え方ですね。だから、その社会的な役割分担とか垣根をなくして、全くフリーにしてっていうのが、ジェンダー平等という概念だし、ごめんなさい。これぐらいしか私には説明できません。

○議長（濱野良一君）

ほかに質疑はございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第2号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第2号）

○議長（濱野良一君）

発議第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

6 番 井藤茂信君。

○6 番（井藤茂信君）

反対の立場から討論します。

女性差別をなくすことについては異論ありませんが、意見書を読んで私も調べたのですが、この選択議定書に規定される個人通報制度について、わが国の司法制度と立法制度との関係をどう対応していくのかという論点があると思います。この点について、私なりに考え、今の時点で、わが国が批准することが正解なのかどうか、答えを出しかねています。今回はそういった意味で、反対とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

賛成討論を行います。

1985 年に女性差別撤廃条約を日本が批准してから 38 年が経ちますが、日本の女性差別は撤廃されるどころか、ほとんど撤廃に向けた進展がありません。例えば、男女の賃金格差については、昨年、府や省など国の機関が公表した数値を見ると、正規の男性職員を 100 とした場合、非正規の女性職員との差、比率は 37.1%で、深刻な事態にあることが分かりました。国連は、こうした実態を是正し、ジェンダー平等国際基準まで引き上げるよう日本政府に対して、38 年間実質的な効力を持つ選択議定書の批准を行うよう日本政府に対して働きかけてきましたが、日本政府はこれを拒み続けています。ジェンダー平等は、男性・女性といった性別の問題にとどまるものではなく、一人一人の基本的人権の問題であります。土庄町は、差別をなくし、人権を擁護する条例を定めています。38 年間、女性差別撤廃に背を向け続けている政府に対し、住民と最も近い地方自治体の議会として、町条例に基づいて選択議定書を批准するよう国に意見することは、極めて重要な使命だと考えます。以上で、賛成討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

私は反対の立場で申し上げます。

女性差別をなくすこと、男女平等、ジェンダー平等は当然ですね、実現していかないといけないことだと思っておりますが、議会の意思として意見書を政府に対して出すのであれば、私としてはこの短期間で意見書提出されてからですね、この短期間の中でなかなか理解が深まっておりませんので、賛成いたしかねております。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第 2 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 27、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。配布いたしておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 28、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和 6 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでございました。

閉 会 午後 3 時 46 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（森英樹）

同議員（小川務）